

平成29年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成29年9月14日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成29年9月14日 9時30分

1. 閉 議 平成29年9月14日 16時30分

1. 散 会 平成29年9月14日 16時30分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第3回定例会2日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

また、本日議会散会後に観光建設農林常任委員会の開催を予定しております。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

3番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。まず、湯崎浜広場駐車場整理業務についての質問を許可します。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

皆さん、おはようございます。

まず質問に入る前に、夏休み期間中に気がついたことを少しだけ、報告がてら。

私は中学生の議会、合計、これで4回目傍聴させていただきました。去年、お願いしました子どもたちもうちょっと参加できないかと。もう少し関心を持ってもらい、発表する人だけやなしに、もう少し傍聴のほうにもとということをお願いした結果、本年度、傍聴席に子どもたちがたくさん来られていました。本当に、私はうれしく思いました。

大人の傍聴がちょっとできなかったもので、委員会室のほうで子どもたちの姿は見えず、声だけ聞いておりましたけども、そういう形で、子どもたちの地域で今育っているこの気持ち、これをもっともっと大事にさせていただいて、質問の中にも自分たちの住んでいるところ、本当に愛しているなど、そういう気持ちが声だけ聞いて伝わりました。白浜町に住む、育つこの子どもたちが将来、長いです。白浜町の、自分らの育った地域を大切に思っただけのように、これからもどんどんと教育委員会にもよろしくお願ひしたいと思ひます。それだけ、お願ひしときます。

それから、白良浜ですけども、ことしの夏は、きのうも新聞に載っていましたが、お客さんが減ったということもありました。だけど、夏のシーズンが終わって、私はいつも白良浜の掃除、一斉清掃のときに行くんですけども、ことし感じたことは、たばこの吸い殻が物すごく多くなりました。年々感じております。ことしは物すごく多くなりました。それと、テントの糸を張っているくいという長い糸を張っているピンがあるんですよ。そのピンを物すごく置いたまま帰っているんですね。やっぱりあれは危ないです。かなり、我々も感じておりました。これが何でふえたんかなと。やっぱり白良浜にテントがかなりふえてきております。昔は、パラソルだけやったと思ひます。だから、その辺のところ、もうちょっと考えていただけないかなと。あれでけがをしたら大変です。砂の中に埋まっていますのでね。裸足で歩いたらけがをします。あれはくいですので、先がとがっているのか、どうかわかりませんが。そういう形になっていますので、その辺のところ、要望したいと思ひます。それは、もう要望だけで、感じたことだけお願ひしておきます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず、湯崎浜広場駐車場整備業務についてということで、これにつきましては、私、今度の議会が終わるときに、監査請求しますので、余り重複するような質問では困るかと思ひますので、それも避けてさせていただきます。

最初に、6月の議会でも同じ質問をさせていただきました。当初予算、予算書の節13において、警備委託料で議会可決されている。現実には、全く違う契約名称で契約されている。駐車場整理事業というような形で契約されておりました。それについて、我々は常識的に、前回、課長からも、所長からも説明いただきましたけども、我々は、予算書、決算書については、款、項、目はほとんど皆さん、チェックをされてない。我々議員がチェックをするのは、節の項です。しかも説明の項目によって、我々はチェックさせていただいている。それによって質問させていただいている結果なんです。その予算書の説明項目の中に、警備委託

料と、四百六十何万かしらの予算が載っております。それを、我々は議会として可決し、承認したわけです。それで、もうすぐ、4月1日に契約行為として400万円の契約をされております。その契約名称は、湯崎浜広場整理事業、こういう項目なんです。私の目からすれば、多分、町民の目線で考えれば警備委託料と湯崎浜広場整理事業と、これはかなり職種が違うと思うんですね。異質だと思います。場所は一緒であっても。だから、それに使うお金の使い道が、目的が変わってくるということ、これについては、私たち、疑問を抱くわけなんです。まず、それについて、ご答弁いただきたいと思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、古久保議員から、議会議決をいただいた予算書の記載と、実際に契約した業務の名称が異なっていることについてのご質問をいただきました。

ご指摘の予算は、平成29年度当初予算における湯崎浜広場等の維持管理に係る経費として警備委託料464万3,000円の議会議決を得ているものでございます。予算委員会の中でご審議いただき、その内容が議論され採決いただいたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この予算につきましては、予算委員会の中で、その内容として、従来より警備会社に委託してきた駐車場の整理業務について内容を鑑み、より安価な業務遂行が可能であるフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理者に対し、これらの業務に加え、年間を通じた駐車券の回収、整理等を含んだ駐車場ゲートの操作の補助、駐車の入庫待ちになっている車両の案内、日常非常時の利用者への緊急対応などもふやした業務としてお願いするものである旨を説明させていただいてございます。

先ほども議員のご質問の中にも、目によって、その中身を説明させていただいて議決をするというふうなこともお聞きしましたが、そういう意味ではご理解はいただけているものであるというふうに考えてございます。なお、予算の説明にある警備委託料という文言につきましては、警備業法にうたわれる警備業に限られるというふうなものではないというふうに思っております。この中身につきましても、議会の中で、私どもが、当初、一度説明をさせていただき、それに対して、古久保議員からも、こういった中身について、再度説明をしてくれというふうなことで、その業務の中身の説明をさせていただきました。それで、最終的に採決をいただいたということでございます。

ただ、町民の方々の視線ということから申し上げます、予算書を見ただけでは、確かにご指摘のようなお考えをお持ちの方もいるというふうに思いますので、そういう意味では、この文言で記載したことにつきましては、配慮に欠けていたと思いますので、次年度からは、わかりやすい文言に改めるよう努めてまいりたいと思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、説明をいただきました。私、この予算書を持ってきたんですよ。予算書を持ってきて、我々、審査をしている、チェックをしているのは、この予算書の白い冊子の分です。この中身について、我々全員がチェックをしているんですよ。

その中の款として農林水産業費、項として水産業費、それから、目として水産業振興費。それから、節、この区分に分かれているんですね。分けて、予算書にしても決算書にしてもあるんです。

これに基づいて、我々はチェックしている。ほとんどの議員は、この節の説明の質問に至っているんだと思うんですよ。ほとんど、この説明がなかったら、我々はチェックしづらいんです。何ぼ節の委託料が1,500万円という数字が載っていても、この1,500万円の数字がどういうふうに使われているのか。どういうふうな配分になっているのかということが、この説明の中に入っているんですね。

これが、この冊子に載ってるんです。この説明というのが。この冊子に載っていたら、我々が可決するのは、この冊子全部を承認しているんですよ。もし、これが、町長の執行権で使い方を変えられた、説明項目が変えられた、そういうことであれば、この説明をきちっと一つ一つ、私、この決算からずっと聞かんならん。町長の権限で、この使い道が変えられる。また、業務名称も変えられるということであれば、この予算書なり決算書は信用できない。説明がここに入っているんやから、この説明も含めて可決しているんですよ。もし、これが変えられるだったら、この説明項目を外しなさい。外して、参考資料のところ已全部書きなさいよ。参考資料で、我々は審議しているんじゃないの。この決算書で審議しているんですよ。これ全部、説明をのいて、参考資料で全部説明してもらおう。それで、数字だけを決裁する。そういうふうな形になりませんか。警備委託料ですよ。駐車場の整理事業、車の整理じゃないんですよ。これを変えられるというのは、私はもう信用できないんですよ。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のご指摘の部分でございますが、確かに、議会の中で対象になるのは、款、項でありまして、今、おっしゃっていただいた使い道を改めるとか、名称を改める、これはやはり長の執行権ということで、認められているものでございますので、そこはやっぱり行政を運用する中では、そういった部分でさせていただかないと、全て議会のほうのご承認をいただくのかということになりましたら、細かな部分では、非常に行政的にも負荷がかかってまいりますので、そのあたりは、やはり執行権の範囲ということでご理解をいただきたいのですが、今回の場合は、そういったことで用途を改めたということではございません。

これは議会のほうでも、議員は、予算書の白い冊子の中で、全てを説明して、そのことに載っている文言がどうであるかということとここでこだわっていらっしゃると思うんですが、やはりそういうものではなくて、あくまで予算の内容を説明させていただくための説明項目の1つでございます。それで、当然、予算の中には、その予算書の後ろに参考資料というのがありまして、参考資料に従って私どもも予算委員会の中で、その中身をずっと説明をさせていただいていると思います。

今回の部分につきましても、当初、予算委員会の中で委員長の方から、予算審査を行う

ということで、一括して説明を求めるといふ中で、126ページ、127ページをご参照いただきたい。委託料としまして、1,515万円を計上しており、その主な内容は湯崎浜広場の整理業務400万円、これは、これこれというふうな説明をさせていただき、なお、海来館とかほかのものもござりますよといふことで、説明をさせていただいております。

それで、議員はその返事としまして、これは一番最初のところでさせていただきました。その後、各項目の、私どもは農林水産課ですから、いろんな項目を説明した中で、古久保議員からは127ページの節13の委託料のところ、警備委託料、先ほど、丁寧に説明をいただいた。フィッシャーメンズに関することをいろいろ聞いているが、というふうなことで、もう一度、丁寧に説明をしてほしいと、私に言われました。それで、なおかつ、その中身につきまして、これまでの経過、それから、これはどういうふうなことで、いろいろな意見もいただいた中で、駐車場の中身、整理業務に変えたと。あと、それに加えて、私ども、事務的な部分も、向こうの方をお願いをしたといふふうな経過の中で、こういった形にさせていただきましたといふことも説明させていただきました。

それで、その答えとしまして、議員からは、説明いただいたことはある程度、説得力があるといふことで、当然、中身のほうは、私どもはこういったことで、ほかの議員も含めて、議会の方々はそれで理解をしていただいたと。この警備委託料という中身というのは、いただいたといふふうに思っております。

当然、その中身によって、最終採決をする際にも、起立というふうなことで、賛成討論、反対討論もあったと思います。そういった中で、議決をいただいた予算でございますので、今回のものにつきましては、使い道を改めたということではなしに、その辺は、当初の説明をさせていただいておりますので、ただ、このような表現というのは、確かによくないと思いますので。

○議長 長
3番 古久保君（登壇）

○3番
前回、ご丁寧に説明していただいた。それをよしとは、私はしてないですよ。よしとは認めてないんですよ。ご丁寧に答弁はいただきました。けども、その答弁を持って帰って、6月からこの9月の間に勉強すれば、やっぱり納得がいかない。納得がいけないから、400万円というお金の使い道ですので、質問をしているんです。

海来館はどういうふうな支出になっていますか。

○議長 長
番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）
この463万円のうちの海来館の使い道ということですか。
これは、建物のほうの機械警備の委託料でございます。

○議長 長
3番 古久保君（登壇）

○3番
そしたら、フィッシャーメンでは、整理事業に変えて、予算は海来館とフィッシャーメンとも、463万円という数字が説明の中で載っている。フィッシャーメンと海来館と。そ

のうちの、今、説明のあったように、海来館は機械設備、その警備という答え。片一方は警備であって、片一方は整理事業。金額の大きいほうは整理事業。これは、普通、同じように解釈できる。きょうも傍聴の皆さんが来られてますけども、これが理解できるのか。私は理解できない。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘の点でございますが、やはり傍聴に来られている方、そういった方ということになりますと、やはり予算書を見ただけでということになってまいりますから、議員のおっしゃる指摘というのは、私もある程度は理解できます。

ただ、あくまで、議会議決を経てという中身になってまいりましたら、その辺が適正であったのかどうかということになったら、私はこれは適正であったというふうに理解してございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そしたら、その辺は一応、終わりますけども。

次、前回申し入れた整理業務委託仕様書と、それから、委託契約書、これをいただきました。情報公開しまして、私、個人的にいただきました。これは、議会に配られたものじゃないんです。それについて、契約書の中に委託料400万円と。この400万円の決定も随意契約であると。その400万円のうち、29万6,296円は消費税あると。本当の事業契約は370万円ちょっと。三千何ぼかな。細かい数字でいけば。そういう契約になつとるね。

この辺のところ、随意契約で決めた。本来は、地方自治法施行令では、委託契約は、50万円以上は随意契約はできないよ。それ以上のときは、最低限2者の見積もり合わせをするか、指名競争にするか、一般競争入札にするかということがあると思うんですけども、この辺についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この契約を、なぜ随意契約にしたかということにつきましては、地方自治法施行令の中に、基本は入札であると。ただ、それに対して、こういった場合は、入札をせずに、というふうな例外規定がございますので、それに該当しておりますので、随意契約をさせていただきました。その条文というのは、地方自治法施行令の第167条の2、第1項の第7号、時価に比して、著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときによる契約として、随意契約したということでございます。

その理由といたしましては、この業務につきましては、開業当時の平成25年7月から9月までの駐車整理業務のみで、約500万円ぐらいかかってございます。そして、その翌年も、同程度かかってございました。あくまでも、この規定というのは、駐車警備員の派遣による駐車場の整理業務が主となってございました。

この業務に、今回の400万円をお願いしている業務につきましては、それまで450万

円、500万円かかっていた整理業務に加えて、年間を通じた駐車券の回収とか、整理等を含んだ駐車ゲートの操作の補助、それから、車両の案内とか緊急対応、これらの業務も、先ほど、これは説明させていただいた中身ですので、細かなところまでは触れさせていただいてないのですが、これを、同じ業務を、それまで来ていた警備会社をお願いした場合は、到底、当時の500万円を下回るなどということは考えられんと。ましてや、このフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理者ということは、当然、浜広場に隣接してございますので、立地条件、こういったものを考えまして、現場での迅速な対応が可能です。

したがって、400万円という予算の範囲内で、この業務を行えるのは、隣接するフィッシャーマンズワープ白浜の指定管理者以外にあり得ないということで、今回、随意契約、地方自治法施行令第167条の2、第1項第7号による契約ということで、随意契約をさせていただいた次第でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、所長が言われた、自治法の抜粋を持っています。施行令も持っています。それから、あなたが今言われた第7の項に、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときと。これ具体的にちょっと説明してくれますか。著しく有利な価格。これがフィッシャーマンとどういうふうに関係があるのか。株式会社フィッシャーマンという個人の会社とどう関係があるのか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

具体的に申し上げますと、私どもはそのときに、あくまでもその時点では推測です。500万円ぐらいかかっていたものに、ほかの業務を足しますから、少なくとも800万円から1,000万円程度の見積もりは出てくるであろうと。したがって、その当初の、私どもの見積もりがほかの会社であると、そのぐらいの金額で出てくることに対して、こちらのほうは400万円で契約ができますから、通常の価格に対して著しく有利な価格で契約できるというふうなことでございますので、このように随意契約をさせていただいた次第でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それは、それでいいと。次に行きますね。

これと、今度、仕様書。契約書の後ろに仕様書がついています。業務委託仕様書。ここに業務内容として4番目、繁忙期における湯崎浜広場の来客の誘導、繁忙時における湯崎浜広場内の車両の整理、それには二輪車、自転車を含む。駐車場ゲート操作、無料券の回収とか整理等を含むの補助。4番目に駐車場入庫待ちになっている車両の案内、その他、湯崎浜広場整理業務に関する事項ということで、この400万円の業務内容になっているんですね。

そこで、私、この夏、あの駐車場を見てきました。何日かチェックをさせていただきました。そしたら、やっぱり車両の整理、これは、開閉機のところにお一人、立っていました。あの

方は従業員であるのか。制服を着ておられましたので、多分、警備会社の人じゃないかなと思っておるんですね。それも、この時間帯、この仕様書の中には、8時から午後6時までという契約になっているんです。それも、夏場の7月15日から8月31日までの間、それから、7月8日、9日、9月中の祝祭日は午後11時までというふうな委託契約になっているんですね。この辺について、整理事業に前回、所長は丸々1日、365日、この400万円で整理事業をやってもらうんだという答弁もいただいております。これの矛盾について、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私は24時間全てこの整理業務をやっていたかという答弁をさせていただいた記憶はございません。24時間見ていただくというのは、わかりやすく言うと、ずっと浜広場の駐車場にいろいろトラブルとかが起こったりしますから、その際の対応をお願いしますということで、それはいつ何時でもお願いをしたいというふうなことのお願いをしたものでございます。ですから、この警備員を立ててどうのこうのというふうなことにつきましては、24時間というふうなご答弁をさせていただいた記憶もございませんし、実際の運用もそのようなことではございません。

それからなお、この午後11時というふうな部分、この時間的な部分ですけど、これにつきましても、実際400万円しか価格もできてない中で、やはり、この仕様書というのはあくまで、このぐらいの業務はやってほしいという、相手方との約束事の1つのルールでございます。それは、ただ、この契約の中で、その中身についてやりやすいように、いろんな工夫をしていくということでございますので、私どもが逆に11時になっているけど、相手方に12時までやってよということだったら、それはそれで向こうがオーケーということであつたら、それをやっていただくようになりますし、逆に、これ必要ないのと違うのかということだったら、それはそれで、私どもが考えるということになってまいりますから、特に、もともと、私どもは800万円ぐらい、通常の中で、経費的に必要になってくるような業務を400万円をお願いしていますから、ほかのところこの全てを満たしてということになってまいりましたら、そういったことも当然できませんから、ある程度は、このように融通をきかせてやってございます。そういったことをご理解をお願いいたします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

立っていた人は、あれは警備員か従業員か。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ここで立っていただく方は、警備員であるとか、警備員でないというような制限は何もやってございません。当然、そこは向こうの業者の方がやっていただいた場合もございまして、人が足りなければ警備員を雇ってということは、向こうのほうでやっていると思います。特に、警備の服を来ている方、これは警備会社から派遣をいただいた方ということでございます。

す。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということは、株式会社フィッシャーマンが400万円で委託を受けて、部分的に警備員を雇って業務をさせたという捉え方でいいんですね。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

言葉としてはっきりということになりましたら、若干ニュアンスが違うのは、警備員を派遣していただいたということになりますので、フィッシャーマンで雇っているということではございません。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

その派遣していただいたというのは、株式会社フィッシャーマンが望んでもないのに、勝手に派遣していただいたのか。そういう捉え方でいいのか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そういう意味では、わかりやすく言うと、業務を委託、要は、フィッシャーマンから警備会社のほうにお願いして、人員を派遣していただいたということです。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということは、業務を委託と、今、言葉で言われましたな。フィッシャーマンとの管理に関する協定書がありますね。これ、去年結んだ。その第15条、第三者による実施という項目があります。乙、これはフィッシャーマンです。事前に書面による甲の承諾を受けた場合を除いて、甲というたら町長ですよ。本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。これには違反しませんか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そうですね。おっしゃられるとおり、その派遣ということで、文書による、書面によるという部分では、この中身とは異なってまいります。ただ、警備の会社のほうに委託するというふうなことは、私のほうもお聞きしてございますし、場合によっては頼むというようなことはお聞きしてございますので、これがすなわち、契約違反で相手方ということではなしに、それは、私の事務的なミスでございます。そういった意味では、この仕様書の部分をもう少しわかりやすく、そういったものも対応できるような仕様書にしておくべきであったかというように思っております。

ただ、文章の中で、これを出していただかないということだったら、そういったことも必要であったというふうに思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そういう答弁で、すらすらと過ごしてしまうと、私の質問が宙に浮いてしまうのよ。もう的が外れているような感覚でとられるんですけどね。私は、やっぱりいろんなこういう約束ごとを、行政と業者としているんでしょう。法律もあるんでしょう。条例もあるんでしょう。そんな中で、こういう、議員に細かく説明しておけばよかったとか、その辺の承諾を得ておけばよかったとか、後から言われることについて、私は納得できないんですよ。

やっぱり、この警備委託料となれば、これについては随意契約はできないんですよ。もし、警備委託料という名称であれば、これはどんな言い訳があっても、できると思いますか。それは自信を持って言えるか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

自信を持って言えるかと言いますと、私はこれ、業務をしていますので、その中で、当然、警備委託料という、警備業法に基づくものではないですから、その部分を随意契約で発注しているということであれなんですけど、ただ、もし警備業法に触れる警備委託料であって、それを随意契約ができるのかということのご質問ということでしたら、それに関しては、私はそれができないということがちょっと知識不足でございまして、私は、これは警備委託であろうと随意契約は可能であるというふうに理解してございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

やっぱりある程度、免許証があって警備業務ができるのが警備会社なんです。その会社に400万円で随契で渡す。もう、あなたに特別にお願いしますよ。私たちは推定で800万円ほどかかると思うんやけども、400万円でやってくれるあなたの業者をお願いしますよ。先ほどのからの説明、そういうふうにとられるんやね、私は。そやけど、警備委託料となれば、これは、業者はあるんですよ。もし、これがどこかの指定した業者に、400万円で決まるとすれば、警備会社から出ますよ。一般競争入札するか、指名入札にするか。せめて、そのぐらいのことをしてくれよ、というところは出てくると思いますよ。

その辺のところを、こういう決まり事があるんやから、きちっと姿勢を正してやってもらわなければ、私が質問して、ずるずるとこういう抜け道を説明されても、我々町民はわからないんですよ。私は議員として資料は取り寄せられるから、ある程度、今こういうふうな質問をさせてもらってますけども。これは、予算にしても、使った後の決算にしても、やっぱり行政は、我々の税金を正しく使ってもらおうという形で、私はチェックさせてもらっているのやから。この400万円かかる。安いんやと。安い値で受けてもらっているんやというところにいくまでに、この業務において、かかっている、先ほど読ませていただきました。駐車場のゲート操作、これにも経費がかかっていますね。これ、ずっとこのままあの駐車場で、

ほとんど利益の上がないままで、あの状態で、白浜町はやっていくつもりなのか。

もっと改革していかなければならないのと違うかな。無料券の整理をせんならん。それに人件費がかかる。なんで無料券にするのよ。安く、皆、幅広く使ってもらえるような駐車場にはならないのか。観光客の方々にも、安く正当な値で、行政が管理する駐車場、サービスも行政サービスも含めて、安い値で設定できないのか。そうすれば、経費はかからないですよ。今、駐車券を放り込んだその箱を持ってきて、また無料券とお金を払った券を仕分けをしているんです。それに人件費がかかるんですというようなことをね。これ、我々、町民として、納得できますか。

そして、あの夏場、今回でも、ほとんどがらがら。私が見に行ったときは、ほとんどがらがらでしたよ。よう入っているときで半分ぐらいですわ。そして、牟婁の湯のお客さんの駐車、この駐車、あの通りに駐車違反されている。前に大きな駐車場があるのに、何でそこに置けないのか。安く置けないのか。これは再三再四言っているはずですよ。牟婁の湯の駐車違反がいつなおるんだということも、再三聞いていますよ。いまだ解決できないでしょ。ある人に言わせたら、あのダイビングのほうの駐車場、牟婁の湯に近いところに置いたら、ここは置けませんよと言われたというお客さんもおられる。

だから、そういうことでかなり矛盾した行政をやっておるというところ、これはちょっとやっぱり町長、一遍答弁してください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、議員からいろいろとご指摘いただきましたけれども、私どもも把握している部分と把握していない部分がございますけれども、今の駐車場の問題につきましては、やはり当初からいろいろと課題もありました。現在も、当初で決めた1時間無料、2時間以降が夏場以外は200円、夏場が400円ということで、これは一定の役割を果たしている、私は思います。やっぱり白良浜に駐車される方々のためにもなっていると思いますし、当然、ほかの駐車場との金額的な比較もしました。

そういう意味では、やはりどこかで線を引かなきゃいけないというふうに思っております。ただ、あそこは、道の駅というふうな位置づけではございませんので、あくまでも漁業振興施設ということで位置づけしておりますし、町の指定施設でございますので、ここは指定管理者の今の株式会社フィッシャーマンに対しても、もちろん不備とか、あるいは問題があれば、我々も指導をして協議をしたうえで改善していくというのが当然でございますので、今、ご指摘いただいた牟婁の湯の駐車違反についても、当然、我々も看板を出すなりして案内をお願いしておりますけれども、どうしてもその中で違反というのが出てくるのだと思いますが、やはり徹底できてないことに関しましては、大変ゆゆしき問題だというふうに考えてございます。

いずれにしましても、ことしの夏、総決算ということで、最終的に検証しないといけないと思いますけれども、やはりことしの夏については、いつもあの駐車場が満車になったことはございませんでしたので、このあたりは、やはりこれから、どういうふうになれば、もっと有効に活用できるのかということ、町民の皆様にもご理解いただけるような、これから、取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おおむねは、今、町長のほうからご説明をさせていただいたのですが、あと、先ほどから議員のご発言いただいた中に、例えば、警備業について、随契はできないというところがあったと思うのですが、まずこの点につきましては、私は先ほど説明させていただいた随契イコール警備はできないということじゃなしに、多分、先ほどおっしゃっていただいたのは、警備業を警備業でない者には発注できないということの趣旨かなというふうに理解してございます。

それと、それは警備業法であるものであって、それを警備業法に発注するのであれば、それは随契でも可能ということでございますので、何かこのやり方が、本来、随契できないものをしているということではないということでございますし、それから、警備業、この触れる、触れないというのは、警備業法にうたわれている業務なんです。警備業法にうたわれている業務の範疇には、私ども、今回、お願いしている中身というのは、警備業法には一切触れるようなものはないんです。そこをちゃんとしておいてください。ですから、傍聴の方も来られていますから。その辺はご認識をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

所長、私が言っているのは、そういう意味違いますよ。基本的に、予算書に警備委託料で、あなた、説明書いているんよ。これで可決されているんよ。それを言ってるんやで。それを、駐車場の整理事業に変えてるんでしょう。あなたが説明する中身については、我々は筋としては、そんなもん、ほとんど関係ない。警備委託料として上がってるこの項目について、随意契約でいけるのかということを知っているんです。業法どうのこうの関係ないの。警備委託料で随意契約できるのかどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今、業法どうのって関係ないとおっしゃられましたけど、業法どうのこうの部分しか、そういったものが該当するものはないというふうに思っております。

あとは、この業務の中身ですね。これは、先ほどからの答弁の中で、私どもの見解と議員の見解、これは若干相違がございますので、ここはやはりお話をずっと続けていっても平行線にはなると思うのですが、私どもは、これは適正に警備委託料の中身、この警備委託料も、警備業法によるものではない、その中身は、こんな中身であることを説明させていただいて、議決をいただいたという主張をさせていただいてございますので、その辺の違法性はないというふうに、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、所長の口からも平行線をたどるということですけどもね。基本的には、予算書にうた

っていると。警備委託料で。これは整理事業ではないのよ。駐車場の車の整理やったら、従業員でも職員でも誰でもできる。警備の委託をするということであれば、ある程度、やっぱりきちっとした会社でなかったら委託できない。それを決めるのに、随意契約ができるかどうかということ、ただ単純に聞いている。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そしたら、議員の言われる理論で申し上げますと、町内の警備業者が400万円で、例えば、私ところがサービスでやってあげるわと。当然、採算も合いませんけど、やりますわということだったら、それは随意契約ができるというふうには、私どもは解するんですが、それも随意契約ができないというご理解ですね。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それは、400万円という金額による。400万円であれば、入札よ。基本的には最初に。入札で応札がなかったら、そういういろんな事情を考えて、この業務をやっていただけますか。話し合いでお願いできますか。おたくへお願いできますか、という随意契約になってくるのよ。安いから、これでもやっていただけますか。やってくれるところがなかったら、最終的に、株式会社フィッシャーマンにお願いしますよと。最終的な手続として、そうなるんでしょう。400万円の金額で随意契約できるというのがどこに書いてあるの。

だから、そこら辺の基本的なところをちゃんと手続上やって、それで、株式会社フィッシャーマンに最終的に落ち着きましたと。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

逆に申し上げますと、だめというのがどこに書いているか、私は理解できません。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

どこかに書いてあるか理解できませんで、行政側でそんな答弁されるとどうしたらええの。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

地方自治法施行令176条に、そういった項目があるんですよ。その項目に基づいて、私どもは、これ、当然おっしゃっていただくように、決裁として、入札事務をして、これ、明らかにそのほうが安くとれるんだったら、その分の経費というのは、物すごく無駄じゃないですか。ですから、その分が167条のこういった義務の中で、著しくということ、うたわれているんです。それで、私どもも、議員に6月にそれを言われまして見積もりをとりました。1回、警備会社、もちろん仕様書でやったらどうなるか。1, 300万円ぐらいかかりますと言われました。

ですから、そういった議論の中で、私どもの、今まで説明をさせていただいた中身というのは間違っていないと思いますし、町の行政の事務的簡素化という観点では、このような手続をするのが適当であるというふうに理解してございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

あなたの口から、今、言われてから、見積もりをとりました。1, 000万円超えています。400万円でもとてもやないけど頼めるところはないです。そういうふうにとれたな。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

1, 000万円ぐらいかかると言われたということで、実際の見積もりというのは、かなり無理をしていただいて、800万円程度の見積もりをいただいております。ただ、実際、これ、夏場だけの警備業務だけの話であつたら、こんなことにもならないしというふうなことも、大分、無理をしていただいたうえでも、まだ倍ほどかかるということなんです。

今、議員のご質問いただいた部分については、そのようなご理解で結構でございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

現実として、夏場忙しいときには、一応、警備員が立っていました。何日間立ったかしらん、これも日報を添えて、その月、その月の日報のまとめがあるはずですわな。何日かかかったかと。それも提出せえ、とここに書いてあるな。1カ月、1カ月出せと。そして、おたくが言われた丸々1日、365日というふうな形で、毎日、何か整理業務をやっておる。夏場の忙しいときは警備のほうに委託している。そして、そのほかのとき、暇なときにもいろんな整理事業、業務をやっている。それが、全て400万円をお願いしている。警備という専門家にさせると1, 000万円ほどかかる。それだけのところを400万円、フィッシャーマンに無理をお願いしているんやというふうに、私は聞こえる。私はそれは聞こえるけども、あなたの説明はそう聞こえるんけども、私はそうじゃない。

400万円もやった、1年間、あんなとこを整理するのに400万円もかかるか、という疑問点がある。だから聞いている。この400万円、本当にフィッシャーマンという会社に対して、あの仕事の内容を見ていると、400万円ってないような気がする。そんなにあなたが言われるような大層な業務をしてないように思う。これは個人的な感情かもわからん。そやけど、現場を見た感じではそう見える。その辺のところは。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員がおっしゃっていただくお考えというのは、私も理解できます。実際、見て、あそこで何の業務しているのか。私、議員が車をとめて見ておられるのを後ろから見たこともございますし、熱心にやっただいていうふうなことも思ったんですけど。当然、そのようには思われると思います。

ただ、やはり24時間、私ども農林水産課の職員の中で、職員の担当を置いて、そういった担当を今まではしていたわけなんです。そしたら、その電話というのは、いつかかってくるのかわからないですよ。それは、休みの日だったら、朝一遍目、かかってきて、夕方に2遍目かかってきて、それが夏の間だったら、休みの日が続いたり。そういった業務をする中で、そういった職員の負荷、そういったものも全て、向こうでやっていただいておりますから、そういったものも合わせましたら、この400万円というのが、決して高いということではないと思います。

これ、先ほどから警備業者にというようなことも言ったんですが、そのときも、これ、古守さん、この値段やったら最賃に引っかけますよということも言われたんですよ。うちの業務をやろうとすれば。ただ、業務自体、そしたら、駐車場は一切見ないでええというようなことで、放置できるんだったら、その議員のいう部分も、実際、何も起こってない時間帯がかなり長いですから、そういったことも理解できるんですけど、やはり私どもは管理者ということの中で、担当していく中では、やはりそこに行く、駐車場に回収しに行く時間、何々の苦情トラブルに行く時間、それから、その時間で、お客さんを待たせること。そういったことを考えましたら、私ども、やはりもう少し農林水産業のいろんな部分、人員の足りない中、そこに時間を、その者には使わせたいですし、そういったことも考えますと、この400万円というのは、決して高いものではないというように、私は理解してございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、所長と平行線をたどるけども、私たちの思いと、行政側の思いとは大分ずれていますので、これをここで議論をやっても答えは出てこないと思います。

やっぱり数字だけが気になるのよ。この数字というのは、我々の、町民の税金。だから、数字のチェックをしているんですよ。これは、駐車場の整理事業だけじゃないですよ。浮き栈橋の清掃事業。これも本当にやっているのかなと。私、この間見てきたけども、いっぱいついとるわ。イソギンチャクか何か知らんけどついてる。本当にやっているのかな。それに380万円も払うてるかな。そういう疑問があるのよ。だから、それも含めて、町長を初め、皆さん、お願いしておきますわ。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

浮き栈橋のことで、町民の方にちょっと誤解を招かれたらなので、ちょっと補足だけさせていただきます。まず、浮き栈橋の384万円というのは、丸々年中していたのは、一昨年まででございまして、昨年以來は、そのような取り扱いはしてございません。ですから、ことしも、まだ発注をするや、せんやというところ、汚れてきているなという段階でございしますので、当然、1年間やってませんから、汚れているというふうな現状でございまして。そこは、今までのようにずっとやっている、やっていないとか。当然、やってはいただいているんですけど、そのような議論をされますと、今、汚れているから何も仕事、384万円も払って、やっていないと、そんなことではございませんので、そこはご理解をお願いしたいと思います。実際、ことしはまだやってございませんので、そういったことで、ご理解をお願い

いたします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

もっと聞きたいけど、一応、この件について終わります。

○議 長

以上で、1点目の湯崎浜広場駐車場整理業務についての質問は終わりました。

次に、2点目の白浜第一小学校建設工事建設業法による調停の申請についての質問を許可いたします。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

この件に関しましては、一応、調停中ですので、余り深く入り込んだ質問はできないかと思うんですね。また、行政側も答えにくいだろうと思うんです。ですけども、何でこれを質問させていただくかということのきっかけは、先だって、8月18日の懇談会の席で、行政が請負業者から訴えられたという話を聞いて、私はその話を聞いたとき、本当に信じられなくて、今の世の中、こういうことがあるのかなと。私も74年間生きています。その中に、そういう行政との仕事の関係、請負もしております。我々、請負したときには、請負というのは、どういう字だと。請けたら負けるんだと。覚悟でせないかんと。そういう覚悟で仕事を請けないかんとということを教えられてきたんです。

ですから、少々のごことは納得しなければいけないかなという思いの中で、今の世の中こういうことがあるのかなとということで、ちょっと疑問に思いましたので、質問に入らせていただきます。質問に入る前に、行政から出された経過、これをちょっと朗読させてもらいます。

平成29年3月末に完成した白浜第一小学校建設工事の請負工事費の支払いに関して、申請人、請負業者、名前は言いません。おわかりかと思えますけど。平成29年6月12日付で、和歌山県建設工事紛争審査会、事務局は和歌山県の土木整備技術調査課にあります。そこに、建設業法による調停の申請が請負業者からされました。平成29年6月26日付で、同審査会より、被申請人、発注者、白浜町長宛に通知がありましたという経過です。

調停を求める事項、申請人の主張として、申請人は、被申請人に対し、白浜第一小学校建設等工事に伴う残土処分、費用及び旧校舎解体にかかわるアスベスト除去工事費用として金額2,871万7,200円を支払えとの調停を求めるということです。

この調停、これは建設業法による調停ということですけど、この調停は裁判と一緒に、ここで結審ができれば、もう決定というふうなものであるということも、行政のほうから聞いています。

そこで、質問に入るんですけど、この問題は残土処分費、それからアスベスト除去費、アスベストを除去するための養生費、それから、いろいろな雑工事として、総額2,800万円なんですけども、これが行政側としては認められない。業者側は払ってくれということなんですけども、普通、常識で、何の事情も加味しなければ、払わんならんもんでもあるし、払わなくてもいいものでもあるしという判断なんですけども、なぜこういう問題になったのかということろを、まずお聞きしたいなと思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

今回の工事費用の追加増減が認められないという行政側の基本的な理由ということで、ご質問をいただきました。先ほど、古久保議員からもおっしゃられましたように、最初に、今回の件につきましては、現在調停中のごさいます、これから、第1回目の審査会が開かれるという状況でもございます。

また、建設業法では、審査会の行う調停については原則非公開ということもございまして、詳細な答弁は控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

ご質問についてですけれども、まず、今回の契約につきましては、この工事全体を幾らの金額で行うという総価請負契約でございます。単価を決めておいて、手数料は後で精算するという単価請負契約ではございません。よって、工事途中の変更事項は、発注者及び請負業者双方が協議のうえ、合意が成立しない限り、費用の増減は認められません。今回の工事では、基本週1回の工程会議の中で、発注者、請負業者、それから現場監理委託業者が協議を行いながら工事を進めてきております。議員もご承知のとおり、工事途中で変更箇所が出てきた場合は、請負業者から発注者の合意を得ることが必要となってきます。

まず、残土処分の費用の増額につきましては、請負業者は残土受け入れ地の伝票等を根拠の資料として言われておりますけれども、通常、公共事業ではそういった伝票での精算は行わないため、根拠資料とは、町のほうは考えておりません。

それから、また、アスベストの除去工事費用につきましては、既存校舎の解体工事に伴うものでございまして、アスベストの飛散を防止するための養生面積が、当初の設計数量よりも減施工になっているという業者側からの報告があったことから、その工事費が減額となるので、その分を、別の他の工事に回すということで、双方が合意をし、その工事が完了しているため、工期終了間際になって、以前、提出した数量が間違っていたというような主張をされても応じることができないというのが、町の考えでございます。

○議長

3番 古久保君（登壇）

○3番

今、課長のほうから一応、説明がありました。それらが関係しますので、一応、当局側から資料をいただきました。入札につきましては、議会のほうでも、第1回目が入札と田辺と上富田の地元の業者ということで、JVを、共同企業体を組んで入札されました。これについては、大幅に、1億7,500万円強、当局側と値段が合わなかったということで、第2回目の入札を今度は県まで広げて、県の業者を入れて、6社を入れて、同じような結果が出ております。そして、その中で、行政側はいろんな不落の原因を調査されました。その中で、建設業界が、今、忙しいと。材料も高騰している。人件費も上がっている。人件を確保する、職人さんの人数を確保するのも難しい。そういう中で金額が合わなかったというような調査結果が出て、そして、平成27年1月、臨時議会により、我々議会としては2億3,958万8,000円という補正予算を認めました。その中で、3回目の入札を、1回目の業者5社によって入札しました。そこで、初めて落札されたんですね。そこで、大体当初の入札価

格9億9,500万円、3回目の入札は9億9,350万円ということで、最初の応札金額よりも250万円ほど下げて請負が成立しております。

そんな中で、1回目は消費税込みで10億7,200万円というふうな請負金額が出ております。変更工事として、また2回目の契約をされております。それは、アスベストが設計の段階で抜け落ちておったと。いざ工事にかかろうか、解体にかかろうかというときに、旧の建物にアスベストがあったと。これに対する予算は見えないよと。この請負の中に入っていないよという結果が出て、アスベスト工事についても、岡本設計さんに積算されて、我々、また議会に補正として、平成28年、去年の3月、定例会に6,685万8,000円という補正が出てきました。これも、認めざるを得ません。議会としても。一番大事なアスベスト問題というのは、もう大変な問題ですので、これは慎重にやらなければならないという判断で我々は補正を認めました。

そして、それも含めて、第3回目の契約をされております。そこで請負金額が、11億3,819万円という請負金額になっております。増額金額は6,521万円。これは、アスベストだけじゃなしに、ほかの変更工事も含めて入っているということでございます。

そういうトラブルがあったかげんで、当初の工期が、平成29年、今年1月31日という約束でしたけども、変更の工期を認めて、平成29年3月31日までというふうに、2カ月工事をおくれたと、竣工をおくれたというふうな形で現在に至っているんです。その現在に至っている中で、我々はもう、これで議会としては、こういう情報が入ってきませんでしたので、本年度の8月の懇談会まで、全然こんなトラブルがあるということは、私たちも知りませんでした。

その中で、アスベスト除去工事について、数量の変更が確定している箇所等の増額を行ったという形で、3回目の契約を結ばれております。そして、最終的に、4回目の契約、平成29年3月27日、期限ぎりぎりですね。このときに、いろんな変更も、内容も含めて、精算による内容変更ということで、11億3,819万円という請負が最終的に決まったということなんです。これが経過なんです。

そんな中で、今、トラブってる。我々は議員としても、小学校の竣工式、5月12日になったんですよ。おめでたい話で、獅子舞も舞って、餅投げもして、そんな問題があるとは、ついつい知らずに、めでたいなということで竣工を祝いました。子どもたちと一緒に、先生方と一緒に。その挙げ句が、この8月にこういう問題をまだしている。経過を見てみると、これは業者の方々にも、私、一応、調査に行きました。何でやと。今、当局側から、この間説明をもらったけど、一方的な説明では納得がいからんからということで、私は業者のほうの社長さんにも会って聞きました。

そんな中で、3月29日、この行政側の3月27日か。そのときに、追加増減の精算について協議をされております。そのときには、数量について、両者の協議が並行に終わったと。その並行に終わっている中で、4回目の契約をされているんですね。本来なら、この4回目の最終的な契約というのは、全て精査して現場の写真、現場の日報、それから、現場監督、設計監理者、設計事務所、全てにおいて立ち会って、最終的な契約が成り立つんだと思うんです。ところが、これが成り立っていないんですね。それが尾を引いて、いまだに解決できていない。最終的には、訴えられるというところへ来ておる。

そこで、お聞きしたいんですけども、私の質問の中には、残土処理について追加増減が認

められない、行政側の基本的な見解と追加増減に至った根本的な原因は何か、というような形で通告を出しております。なぜ、最終的な契約に、それが織り込まれて解決できなかったのか。その辺のところをお聞きしたいなと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

根本的な原因ということでございますけれども、まずは、先ほども申し上げましたけれども、基本、週1回の工程会議の中で、協議を行いながら工事を進めてきております。そういった中で、工事の途中で変更があれば、必要であれば、請負業者が速やかに図面、それからまた写真等、根拠となる資料を発注者側に示したうえで、発注者が合意をするというのが基本でございます。

今回の変更は、合意に至らずに、発注者としては予算に基づき工事を進めてきているため、合意のない増額要求をされても認めることができないというのが、町の考え方でございます。それから、3月の末に精算設計に関する最終の変更契約を交わしておりますけれども、その時点でも、請負業者のほうからは、先ほどの残土処分費用とアスベストの除去費用、工事の2点については、納得できないというお話がございました。それで、できないということで、引き続き協議をしてほしいという要望がございまして、町としては、現時点での増額変更は応じられませんけれども、なぜそういうふうに変ってきたのかということ、原因の究明ということで、請負業者に対しても数量が増加した、根拠となる資料を再度提出してくださいということで求めました。また同時に、町のほうとしましても、当初の設計委託業者、それから、現場の監理委託業者に対しまして、一から設計数量の全体の見直しを指示いたしまして、その結果を、後日業者のほうへ伝えるということで協議は継続してございましたけれども、最終的に結論が出なかったということでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3番

もう余り時間がないので、私自身が一番大事だと思っているところをお聞きしたいなと思うんです。

これは、業者の方々にいただいた基本的な設計図です。この設計図によりますと、基礎工事には柱状改良工事が入っているんです。柱状改良ということは、地中ばり、基礎の底盤から、下に岩があるまで土見を掘削してセメントを混ぜて柱にすると。この柱が800ということは、80センチの筒と、それから1メートルの筒がここにあるんです。そして、これにその筒をしなさいよ。筒の深さは、深いところでは10メートルからあるんです。6メートル、7メートルとあるんですね。あの学校の基礎の全体で307本、設計に入っているんです。その307本の柱が、どう設計されたのか、要らない。その原因は業者側からすると、30センチも土を掘ったら岩が出てきたんだと。そんなもん、柱、8メートルも、6メートルも掘るような状態ではないと。基礎だけでも2メートルほどあるんですね。その基礎だけでも2メートル。それ、全部、岩で掘らんならん。岩掘削防止して、基礎をしなければならん。だから、土見をコンクリートの柱に変えるというような作業はほとんどしてない。307本中、203本。これは見せこなんです。使っているのが104本。これが、基本的な

設計なんです。そして、小学校に行ってもらったらわかると思うけど、便所棟というのが、渡り廊下のちょっとしたところにあります。この基礎においては、もう柱8本中、全然使わなくてもよかった。岩掘削であるというふうな状態になっているんですね。

何でこういう基礎の設計が変更されたか。多分、私、業者側の言い分としては、この岩掘削においての残土がふえたのかな。これは、計算してみないとわかりませんが、ふえたのかなという、私の臆測になるかもわかりませんが、そういう関係で残土がふえて、岩は掘削すれば、土を掘るよりも、岩の面積がふえるんですよ。だから、そういう中で、残土処理の金額が合わなかったのか。追加としてもらわなければ、というふうなところに問題点として残ったのかと推測するんですけど、その辺はどうですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今回の工事に当たりまして、5カ所のボーリング調査を行ってございます。既存校舎が存在する中でのボーリング調査では、全ての支持地盤を確定できるものではございませんし、また、旧校舎建築時の基礎データも残っておりませんでした。それで、過去の地形がわかる校舎建築の前ですけども、前の航空写真とかそういったものを参考に地盤の調査会社による地層の推定断面というのをもとにして、実施設計が行われてございます。

そのために、掘削に着手をしたところ、先ほど議員からもありましたけども、想定より浅い位置に支持地盤が、岩盤が出てきたということで、当初予定していた地盤改良の必要性がなくなったということで、数量の変更等を行ってございます。その際には、まず、請負業者、それから現場監理の業者、それから、町監督員が当然、現場で立ち会いをして、そういった支持層の確認を行いまして、事前に、そういった協議のうえで数量の変更等を行ってございます。

ボーリング調査については、限られた予算の中でございますので、できるだけ多くの本数で地下地盤の想定をして、最大の効果があらわれるよう位置を選択して実施したものと考えておりますけれども、もう少し本数、例え、あと1本、2本分ぐらいでもふやしておけば、もっと詳細な予測ができたと思っておりますけれども、そこは予算との絡みもありまして、今回の5本ということで進めております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長が答弁されたけども、常識的に考えて、このボーリング調査を5カ所やっています。図面にも出ています。30センチも掘ったら岩が出てきたというところが、これが、この5カ所もボーリングをやって、本当に調査ができたのか。物すごい不思議なんですよ。こんなこと、あり得るのかなと。実施設計されているこの設計事務所、その辺のところは、きちっと把握して、基本的な図面、特に基礎ですよ。一番大事なところ。この設計をされておるのか。このプロの設計した考え方と思われぬような現状が、今ここに出ているんやけども。その辺は行政側として、どう捉えていますか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

まず、このボーリングの5カ所につきましては、旧校舎の西側の部分では、岩盤が高く、運動場側、東側のほうが低いということで、これはそれに基づいて設計を行っております。ただ、先ほどございましたように、ちょうど中心部分のあたりで、もう少しボーリングをしておけば、こういった変更はなかったのかということ、私も感じているところでございます。

ただ、もともとの実施設計を行った設計事務所とは、随時協議を行いながら工事を進めてきております。また、これから、今回の問題が起こりまして、町としても最終の精算設計書を作成する前に、再度、当初からの設計に問題がなかったのかということも、設計事務所のほうに確認を求めました。そういった中で、やはりボーリングのデータに基づき設計をしているということで、一部変更が必要な箇所はあったということも言われておりましたけれども、請負業者が主張するような大きな変更をしなければならないということにはなかったというふうにお聞きしております。

それと、先ほど岩盤が出てきて、専門用語ではふけるというんですけれども、ほぐし率というんですね。そこで、岩盤の場合は土と違って、土やったら大体1割から2割ぐらいの土量になるんですけれども、岩盤の場合だったら3割から7割ということで、相当量がふえるということもございまして、そこについては、議員のおっしゃられるようなこともあるのかなど、私も感じておるところでございます。

ただ、公共事業の設計につきましては、そのふけ率といいますか、ほぐし率というのは、設計上は考慮しないということになっておりますので、地山の間断で、例えば、これだけの面積を、深さどれだけ掘ったら何立米出てくるという計算になりますので、そのふえた分というのは、設計上みないということで、通常やっております。

○議 長

3番古久保君の質問の時間は11時までとなっております。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、課長の答弁をいただきました。このふけ率というのは、請負の中ではされないけども、こういうふうに変更になってきた。調査不足によって岩が出てきて、その岩の掘削が思ったよりもすぐふえてきた。こういう場合にも、このふけ率というのは、そこへ対応していくのか。我々としたら、こんな降って湧いたような、このトラブルが出てきたと。これに対する物すごい岩掘削がふえたんだと。そら、岩を底2メートルまで掘るとしたら大変なことですよ。それに対するふけが出てきた。それが、残土の量にふえたんだと。

課長が最初に言われましたけど、数量については見ないと。この残土処理については、マニフェストというが、業者としてはあるわけやね。そういう伝票は加味しないという答弁をしました。基本的にはそこにあるんだと思うんですよ。ですけども、こうして降って湧いたようなトラブルったことによって、その辺の調整が、行政側ができなかったのか。その辺についてはどうやる。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

余り深くは答弁できませんけど、今回、岩盤が浅く出てきたことによって、岩盤の掘削不良につきましては、町のほうもきちんと精算をしてございます。ですので、そのふけた分については、もうみないということで、そういった変更の内容になってございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

最後にですけども、実施設計される設計事務所の方と、現場で管理される設計監理の方は別ですね。設計監理の方は、本来なら毎日大きな現場であればついてる。そこで、業者の監督さん方と、変更になったときには週1回の会議においてでもきちっとそこで精査されて、ある程度そこで結果が出てこなんだらいかんことですよ。結果が出てないから、このように竣工した後、こういうもめごとに残っているというふうに私は思うんですよ。

この基礎の調査においては、ここだけやないんよ。北富田小学校もそう。くい打っているところ違って、くいの追加があったという話も。はまゆう病院なんか特にそう。設計監理、現場監督、あのミスで、すみの違いで、ああいう基礎まで崩してやり直さんなん。フィッシャーマンもそうや。これも、実施設計と違うべた基礎に変えたよ。

こういう本当に、建物を建てるときの、一番肝心なところで、何か知らんけど、今、白浜町はそういう問題が出てきている。もうちょっとシビアにこの建物については、大事なお金を使って建てるんやから、もうちょっと慎重に取り組んでもらってね。第一小学校は私の孫も行っています。機嫌よく、楽しく行ってます。大人の社会でこういう問題が起きているというのは、本当に情けない話です。

だから、その辺のところを、行政側も自覚していただいて、私の言っていることが間違っていたら、またあれですけども、私の思いというのは、そこで一応知っていただけたらと思いますので、そういう質問にさせていただきました。

議長、これで終わります。

○議 長

以上をもって、古久保君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11 時 00 分 再開 11 時 10 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

14番堀君の一般質問を許可します。堀君の質問は一問一答形式です。まず、中学校のクラブ活動についての質問を許可します。

14番 堀君（登壇）

○14 番

許可をいただいたので、質問を始めさせていただきます。

まず1番目に、中学校のクラブ活動について質問をさせていただきます。

平成29年1月に、和歌山県教育委員会が作成した和歌山県中学校運動部活動指針の中で、運動部活動は学校教育の一環として、スポーツに興味と関心を持つ、同校生徒の自主性、自発的な活動により、顧問教員を初めとした関係者の取り組みや指導のもとに運動やスポーツ

を行うものであり、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、多くの成果をもたらしています。一方、近年少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門性を有する顧問教員の不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応、長時間の練習などの課題も指摘されています。

この指針の中で、中学生期の発達段階に応じた望ましい指導のあり方として、1週間のうち1日は休養日を設ける。休養日は土日とする。休養日の設定と平日は2時間程度。朝練習を含む、を原則とする。休日は特別な場合を除き、4時間程度までを原則とする練習の時間を設定されておりますが、白浜町としての現状はいかがでしょうか。答弁願います。

○議 長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

中学校のクラブ活動について、堀議員よりご質問をいただきました。議員ご存じのとおり、平成29年1月に和歌山県中学校運動部活動指針が出されました。それを受けて、3月31日付で田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町の各教育委員会の連名で部活動における各学校の扱いについての通知を、各中学校に出し、4月1日付で保護者宛に、中学校部活動についての通知を出しております。

現在、白浜町では、町内4中学校の全生徒が、いずれかのクラブに所属することとしており、学校より2カ月ごとに部活動実施報告書を提出してもらい、活動状況の把握を行っておりますが、4中学校とも指針を遵守し適切な活動を行っております。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

今、ご報告いただいたように、田辺、西牟婁地域の中学校では、生徒が全員クラブ活動をする全員クラブ制をとっており、活動状況も随時把握をしているということをご答弁いただきました。管理のほうも、引き続き徹底して行っていただきたいと思っております。

小学校のときに、地域のスポーツクラブ等で活動していて、そのスポーツが入学した中学校にない場合、他のクラブに所属することになると考えております。その場合、生徒に結構負担になってきております。田辺市では、社会体育部と設置し、今までスポーツがその学校にない場合には、社会体育部に所属し、クラブの一環として、地域のスポーツクラブ等で好きなスポーツに専念し、中学校の大会にも出場できると聞いておりますが、白浜町としては、現状いかがなものでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

放課後や休日に学校以外での場所で、スポーツ活動をする生徒のために、田辺市内の3つの中学校が、社会体育部を導入していると聞いております。

先ほども申しましたように、白浜町では全員部活動に所属することになっております。その中でも、スポーツクラブ等で取り組んでいる競技で頑張りたいという生徒もいますので、

各中学校では申し出を受けて柔軟に対応しています。

また、そのような生徒の中で、中学校体育連盟主催の大会、いわゆる中学校総合体育大会等に参加を希望することもあります。教職員が引率し、大会運営、審判等をしなければ出場できない場合もありますので、そのときに管理職等が引率をしているのが現状です。

地域のスポーツクラブ等で子どもたちが興味のある競技に取り組むことは大変よいことと思います。しかしながら、教職員が引率しなければ出場できないというケースがふえてくれば、学校としても負担が大きくなり、物理的に対応できなくなるということが大きな課題になると考えております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

少子化ということもあり、また教職員の減少も加味して、なかなかいろいろな大会等、引率する場合もいろいろと課題が出てくるようには聞いております。

また、現在、小学校のときに活動していたスポーツのクラブがある中学校へ区域外通学ができる制度が聞いておりますが、白浜町で現状はいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

部活動による区域外通学の制度がございます。今年度は6名の生徒が、この制度を使って指定校以外の学校に通学しております。また、昨年度は7名、一昨年度も7名の生徒が、この制度を使って、指定校以外の学校に通学しております。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

現状6名、7名の方が地域外の学校に通学をされておるということですが、町内に限られた通学制度なのか、また、白浜町から町外への通学している生徒がいるのかどうか、現状はどうですか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

町内に限られた区域外通学の制度ではございません。白浜町から他市町への、また他市町から白浜町への区域外通学を行っている生徒もおります。本年度は、町外から町内へ1名、町内から町外へ3名の生徒が区域外通学を行っております。また、昨年度は町内から町外へ1名、一昨年度は町外から町内1名、町内から町外2名、区域外通学をしております。いずれの場合も、一定の要件を満たした場合、区域外通学が認められることになっております。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

現状、自分の好きなスポーツをしたいがために、地元の中学校じゃなしに、地域外または町外にも通学をされている、少人数ですけども、現状そういうような通学されている方もおられるということです。

生徒が、校内、また地域や地域外でそういう運動をかけもつような現状も、現在あります。好きなスポーツに伸び伸びと打ち込めることができない、また、身体的にも負担が強いられるという現状もあります。地域での保護者、生徒からの話を聞くところによりますが、そういう好きなスポーツを、また中学校でもできたら本当にいいな。もう小学校4年ぐらいから、次の白浜中学校で、例えば、限られた運動部しかないので悩んでいる生徒もいるように、私は話を聞いたこともあります。

現状、そういうところの子どもたちを対象に、アンケート調査等を実施することも必要で、現状を把握することも必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

議員ご指摘のとおり、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員の減少、専門性を有する顧問教員の不足等で、生徒のニーズや保護者への要望に十分対応できないところもあるかと思えます。今後、現状を把握し、よりよい環境づくりをしていくよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

白浜町には、地域型総合スポーツクラブ、白浜町スパスポというクラブもございます。結構いろんなスポーツで、メインは小学生になるかとは思いますが、中学生の子どもたちもそういうところに、放課後、好きなスポーツを十分に楽しんで、また、自分の技術向上に励んでいるところだと聞いております。

こういうスポーツクラブも活用しながら、今後、社会体育部の設置を十分研究しながら、検討課題に入れていただきたいと考えておりますが、どうでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

社会体育部に関しましては、先ほども申しましたように、子どもたちが興味ある競技に取り組めるよさ、大会出場のために引率などの難しさ等々、さまざまな利点や課題があると考えます。教育委員会としましては、今後、社会体育部の制度を取り入れている他市町村は、町内中学校の校長の意見を聞きながら研究を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

ぜひ、アンケート調査などを実施していただき、今後の研究、また子どもたちが伸び伸び

とそうやってスポーツに打ち込んでいる姿を、私らもいろんな活動のところで楽しみに見ておりますので、今後、進めていっていただければと思います。

これに関して、質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、1点目の中学校のクラブ活動についての質問は終わりました。

次に、2点目の民泊条例の取り組みについての質問を許可いたします。

14番 堀君（登壇）

○14 番

次は民泊条例に関しての質問をさせていただきます。

2017年6月に、住宅宿泊事業法案が国会成立をいたしました。世間でいう民泊新法でございます。これを受けて白浜町として、民泊の現状把握はできているのか、少しお伺いをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま堀議員から民泊の現状把握について、ご質問いただきました。

国で、ことしの6月に住宅宿泊事業法が制定されました。この法は、家主であれば都道府県への届出、仲業者であれば観光庁への登録を義務づけ、誰でも民泊を営めるようにする内容であります。

現状の民泊は、旅館業法で、いわゆる、ホテル、旅館、簡易宿所等の営業許可を取っていない者が多く、これらを法整備することに明確化させることが目的であります。まだ、法案は施行されていませんが、全国で大きな問題となっているのが、本来は住居用に建築された建物、マンションが外国人観光客の宿泊施設となり、近隣のトラブルが相次いでいるということでございます。

町内では、全国的に報じられているような大きな問題は生じていませんが、空き家、空き別荘等を民泊施設にしているものもあり、全てのものが旅館業法をクリアできているものかどうかはわからない状況がございます。

いずれにしても、実態を今後進めていく必要があるかというふうに考えてございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

今、答弁いただいたように、最近、メディアでもその民泊に関して、地域の治安の悪化等々、報道されているところもあります。民泊が悪いというような考えでは、私はないですが、国は各自治体において条例を制定しなさいというように言われていると考えております。また、全国的にも条例の制定の動きがあるように聞いております。

例えば、先進地を上げると、軽井沢町ではもう2017年4月ごろですかね。民泊施設の取扱基準ということで、全国で先進地になっております。軽井沢町では、国際親善、文化観光都市及び保健休養地としてのまちづくりを進めてきており、善良なる風俗の維持と良好な

自然環境の保全に尽くしてきましたということで、このために、不特定多数による利用や風紀を乱す恐れがあることから、民泊施設の設置については、町内全域で認めないこととし、基準ということになっていますが、基準は設けております。

我が白浜町も全国屈指の温泉地、観光地であります。今後、白浜町としての取り組みは、どのような方向性を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、堀議員より白浜町における今後の民泊の条例制定についてのご質問をいただいたところです。

現状、白浜町として民泊を推進したり、また規制したり、条例等はないところです。現在は、宿泊施設の営業許可の申請等は和歌山県西牟婁振興局の田辺保健所が窓口となっているところです。早ければ、この法自体が、来年の6月に施行されると言われているところです。

全国的にも、議員が今、例に出されました長野県の軽井沢が民泊営業をさせない基準をつくっているというところであり、今後、この法が施行されれば、全国の自治体で条例等を制定するところも出てくるものと予想しています。

白浜町としましても、今後は県担当課、関係団体とも条例の制定が必要であるか等について協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長
14番 堀君（登壇）

○14 番

この民泊という自体が、現在全国的にも広がっております。やはりオリンピック、パラリンピックに向けて、国のほうも、外国人訪日客をふやしていくという制度の中で、各地方においても、この民泊を利用したインバウンド獲得というような施策もとられているように思います。

民泊には、ホームステイ型や、また家主不在型と、このパターンがあるように思います。宿泊施設が足りないところは、繁忙期には柔軟に供給をふやしていくという意味では、足りなかったところで、こういう民泊を活用する余地はあると思いますが、しっかりとしたルールのもとで健全な民泊サービスを普及させていかなければならないと、私は考えております。

現在の白浜温泉、観光地の中で、やはり宿泊施設のご意見などを聞きますと、やっぱり民泊新法と旅館業法のイコールフットィングの観点から、ちゃんとした規制をつくっていかねばいけないんじゃないかというような、ちょっと心配するような声も聞いております。

やはり町として、こういう実態を現状調査し、実態を把握することが必要ではないかと思うが、早急に取り組むような考えはいかがでしょうか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今回の住宅宿泊事業法自体については、議員もご承知かと思いますが、都市部での外国人宿泊客の増加に伴うホテル不足の解消の一つでもあると言われているところです。届出、登

録をすれば営業可能というものであり、どちらかと言えば、この法自体は規制をかけるということではないと認識しています。

ただ、議員もご心配のような事案、事情というのが全国的にも例として上げられておりますので、例えば、住居として使用していた大きなマンション、アパート等が民泊の届出、登録を行うことで、誰もが営業できるようになります。このような形であれば、歴史ある白浜温泉の従来の宿泊システムとは大きく違うものとなり、ホテル、旅館、民宿等の営業を圧迫する可能性が出てくるものと考えます。

民泊をしやすくするための住宅宿泊事業法が制定され、その下で個々の自治体が条例等を制定していくこととなりますので、白浜町で条例を制定する場合、ご指摘のようなケースにどこまで規制をかけることができるかというようなことも、大きな課題になってくると考えます。

白浜町と同様の懸念のある温泉地、観光地も出てくると思いますので、今後は白浜温泉旅館協同組合様等とも協力しながら、情報の収集に取り組み、方向性を見いだしていきたいと考えますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

ぜひとも、その条例制定に向けて素早い対応を願いたいと考えているところでございます。

ちょっと1つだけ。ことしの夏も、結構、貸別荘の看板がまちの中でたくさん見受けられました。この貸別荘という部分に関しては、どういう見解になるのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

今、貸別荘、確かにいろんなところで、部屋貸し、貸別荘というのを、私も見かけております。貸別荘につきましては、また、この民泊のルールと少し外れるのですが、ただ貸別荘につきましても、簡易宿所の営業許可を田辺保健所にとっていけば、問題なく営業のほうはできますし、また田辺保健所のほうに問い合わせしてみましても、結構、ここ何年かでは個人的な登録もあると聞いておりますので、登録されている方は許可を得ての営業、また、議員が心配されるような登録をせずに、そういう営業をしている人もいるかもわかりませんので、その辺も今後、保健所とも連携を深めながら、そういう事情を保健所のほうに伝えたり、また、保健所のほうからも情報を聞くということで連携を図っていきたいと考えているところです。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

聞くところによると、一般住居地の中のアパートで、外国人がうろうろしているという話も聞きます。今後、実態を把握する調査をしていただいて、スピード感を持って取り組んでいただければと、お願いします。

以上で、この件に関して質問を終了させていただきます。

○議 長

以上で、2点目の民泊条例の取り組みについての質問は終わりました。

次に、3点目のフラワーライン線残土処分場（町有地）の活用についての質問を許可いたします。

14番 堀君（登壇）

○14 番

フラワーライン線の空港隣接地にある残土処分場、町有地と聞いております、その部分に関して、質問をさせていただきたいと思っております。

平成27年7月に、紀勢道南紀白浜インターが開通し、9月には、白浜空港フラワーライン線が才野地区まで開通しました。予定では、平成30年3月全面開通に向けて工事が進められております。白浜町は、町有地に建設残土を平成26年に受け入れることとし、開通後には、約2.5ヘクタールの平地というのか、整備地ができるように聞いておりますが、現在の進捗状況並びにこの土地の有効活用について、町の方針はいかがでしょうか。

○議長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

ただいま、堀議員から白浜空港フラワーライン線の工事進捗状況ということで、ご質問をいただきました。白浜空港フラワーライン線は、先ほど、議員からもご紹介がございましたように、近畿自動車紀勢線の南紀白浜インターチェンジから、南紀白浜空港へ直結しまして、白浜温泉街へのアクセス向上にもつながる道路として、また、地元地域の皆様の利便性や災害時の緊急輸送道路としての役割を果たす道路として、県が事業主体となって事業を進められ、平成27年9月18日に、南紀白浜インターチェンジから才野ランプまでが開通いたしました。

現在は、全面開通に向けて、工事が継続的に進められており、残事業としましては、仮称才野高架橋及び仮称鴨居高架橋、2橋の橋りょう工事と、道路土工、切り土、盛り土ですけれども、約1キロメートル区間が施工されてございます。

その進捗状況につきましては、一部、切り土法面箇所におきまして、地盤が弱い部分の崩壊が起りまして、再度、安定勾配に修正する作業に時間を要しておりましたけれども、早期全線供用開始を目標に鋭意工事が実施されていると聞いてございます。

また、フラワーライン線の工事に伴います建設残土による盛り土状況につきましては、現在、県と協議した仕上がり高さよりは、相当高く積まれている状況ですが、現場内での盛り土工事に流用を予定している土量もあります。平成30年度からは、不要残土の搬出や基盤の設置を行っていただき、あわせて法面の吹きつけ工事と、外周へのフェンス設置工事も実施していただくという予定になってございます。

○議長

14番 堀君（登壇）

○14 番

その活用方法については、どのような方向性を持っておりますか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

活用方法につきましては、まだこれからだというふうに認識しておりますけれども、残土を埋め立てている町有地の活用ということでございますので、現在、当該町有地は和歌山県が施工するフラワーライン線での埋め立て用地として、また地区外で搬出残土の仮置き場として提供しております。

ご覧いただいたかもわかりませんが、工事が全て完成したあかつきには、平坦に整地され、戻していただくこととなっておりますので、フラワーライン線が完成すれば、この場所が白浜への玄関口となり、大変有効な財産となります。しかし、仮置きしてあります残土の搬出については、フラワーライン線開通後に実施予定となっておりますので、まだ少し時間がかかる見込みでございます。

また、現地の大半が盛り土でありますので、地盤の状況を監視する必要や、空港に隣接していることから、施設等を建設する際の高さや電波の規制なども調査をし、幅広く町民の意見を聞きながら有効な活用を図ってまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

この最終的な平地になって、町有地として活用できると聞いております。まだ、現在、何も考えがないようでございますが、搬出してもう1年ちょっとたてば活用できるような土地になるはずです。今、まだ全然そういう考えがないというのは、ちょっと不思議でかなわない。ここの土地も、町民も深く関心があるような土地だと思います。後手後手に回らないように、構想を、目的の方向性ややっぱり早く決めていったらいいんじゃないかなと思います。

また、その隣接する土地に、まだ町有地もございます。現在、町の資材置き場等々になっているところの部分もございますが、この建設残土も地区外へ持っていくという話もありますけれども、ここの町有地も活用すれば、まだ広い有効活用できるような土地にもつながっていくんじゃないかと思いますが、そういうようなお考えはございますでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員から、現在、埋め立て残土の仮置きをしている土地の、まだ海寄りといいますか、テニスコートのある、まだ法面のことをご指摘いただいていると存じ上げます。その町有地に関しましては、現在、白良浜で使用している資材はコンテナハウスと保管場所として利用しているところでございまして、現在、当該町有地に対しましては、埋め立てに必要な排水でありましたり、沈砂池等は整備工事などを行わないと埋め立てが同時にできる状況とは認識してございませんので、現在のところは、当該町有地を同時に埋め立てるという計画は持ってございません。

ただ、議員がおっしゃるように、付近一帯の活用を検討していくうえでは、そのうち、また必要が生じてきましたら、あの土地も埋め立てて有効な利用ということは考えられますので、現在の埋め立てと並行して埋め立てるとするのは、ちょっと難しいのかもわかりませんが、将来的な課題として、ご意見としていただきたいと思います。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

この町有地ですけれども、過去からも宿泊施設の要望か陳情でしたか、運動公園の設置等々要望があったと聞いております。そういう方々も、あそこにはできるん違うかなというような期待もあるんじゃないかと聞いております。また、観光振興の面にするのか、災害に対しての空間として、また防災の拠点にするのか、そこら辺の方向性をもう今からでも、ちょっと遅いぐらいじゃないかと、私は考えておるところでございます。

そういうところは、町長、どうでしょうかね。今からでも、庁舎内である程度、どういう土地に活用していくのかという方向性はやっぱり決めていかなければならないかと思うのですが、町長、もう一度、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、議員がご指摘いただきましたように、大変有効な土地だと、私も考えておりますし、今、申しあげましたように、さまざまな観点から総合的に、あその土地をどういうふうなものに活用すれば、一番ベストなのかということ、今、庁内でも考えておりますし、町民の皆様にも考え方を少しはお聞きしておるのですが、これといってまだ決定はしておりません。

これから、少しお時間をいただきながら、あの土地の有効活用、利活用については、町民の皆さんの意見もお聞きしながら、もちろん多目的の広場だとか、いろんなあそこに総合的な運動公園であったり、あるいは商業的なビジネスを展開できるような、そういう施設であったりということも、アイデアとしてはお聞きしておりますし、それも、当然、視野に入れながらですね。あと、現在、先ほど申しあげたような課題もございます。あその土地というのは、非常に高いところがございますから、当然、空港との関係、あるいは地盤の問題、こういったものもありますし、地元区のいろんなご意見も多々出てくるとお思いますので、埋め立てにするにしろ、少しお時間をいただきながら、慎重に、多角的に判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

スピード感を持って、この土地の活用について取り組んでいただきたいと要望しておきます。

以上で、これに関しての質問を終了させていただきます。

○議 長

以上で、3点目のフラワーライン線残土処分場（町有地）の活用についての質問は終わりました。

次に、4点目のワーケーションの取り組みについての質問を許可いたします。

14番 堀君（登壇）

○14 番

ワーケーションの取り組みについて、お伺いしたいと思います。

現在、白浜町では、情報通信技術 I C T を活用し、場所や時間にとらわれない働き方、テレワークを推進し、平成 1 6 年に白浜町 I T ビジネスオフィスを整備したところで、2 0 1 7 年現在、そのオフィスも 1 0 社の入居で満室となっております。

また、現在も新たな第 2 オフィスの建設を進めているところでございますが、現在、和歌山県が推進しているワーケーションの取り組みについて、現在の進捗状況等をお伺いしたいと思います。

○議 長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

ただいま議員から、ワーケーションの取り組みに関しましてのご質問をいただきました。

先般、私も 8 月 2 日に東京で開催されましたワーケーション等に関する東京フォーラムに参加を、知事とともに出席をいたしまして、その中で東京の方々にこのワーケーションに関する取り組みを、和歌山県としても取り組んでおりますので、白浜町として、いろいろな観点から講演をさせていただいたところでございます。

議員もご承知のように、ワーケーションとは、ワークとバケーションをつなげた造語でございます。リゾート地等環境のよい場所で、休暇を兼ね、短期・中期的な滞在をして、仕事を行うワークスタイルでございます。働き方改革が近年進む中、注目されている取り組みであります。世界的にもこのワーケーションがかなり進んできております。

特に、和歌山県におきましては、全国に先駆けまして、本年度より取り組みを推進しております。本町をワーケーションの適地として、P R 活動を行っていただいているところであります。

現在の取り組み状況につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外 (総務課長)

まず、ワーケーションの取り組みにつきましては、いずれかの機会で議会のほうへもご報告させていただく予定として取り組んでおったわけですが、まだ、確実に具体的にこうするというのが決まっておきませんので、機会をとらまえて、またご報告はさせていただきますが、現在の状況ということで、和歌山県におけますワーケーションの取り組みにつきましては、主なものとしたしまして、テレワークを導入している企業のトップや総務、また、人事部門の責任者を対象としました大規模フォーラムの開催や、また 1 週間程度のワーケーション体験といいますか、白浜のほうへ来ていただきまして、1 週間程度滞在いただく体験の実施、また、実施希望者への宿泊場所や現地でのアクティビティ等のご案内、そして、調整を行うコンシェルジュの試験的な実施、また実施場所の優先案内等さまざまな取り組みを考えて進めていただいているところでございます。また、I C T の企業の 3 社が和歌山県でのワーケーションを実施してございまして、さらに、都内の大手の I C T 企業、1 0 社以上と今後の実施に向けて調整をしている状況でございます。

町の取り組みといたしましては、ITオフィスの入居企業に対しまして、ワーケーションを呼びかけて1社が実施するとしております。また、これはご報告差し上げなければならないのですが、第2ITビジネスオフィス内におきまして、コワーキングスペースを通信環境設備として、話がまとまれば進める予定としているところでございます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

このワーケーションの取り組みで、第2オフィス、ITビジネスオフィス内にコワーキングスペースを整理し、通信環境を整備するというお話です。白浜町においても、今まで県においては、和歌山フリーWi-Fiなどの設置補助などを進め、宿泊施設や商業施設に対するWi-Fi整備を推進してきたと思いますが、現在、その補助制度も終了したと聞いております。

今後、ワーケーションを進めるに当たっては、通信環境が非常に大事になると思います。宿泊施設等、商業施設ともまだまだ整備が不十分に、私は感じているように町の声も聞いておりますが、今後、取り組みを進めるに当たって、町単独でそういう整備等に取り組む考えはあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のように、ワーケーションを推進するためには通信環境が重要なポイントとなるのは、ご承知のとおりです。本町における通信環境につきましては、NICT、いわゆるニクトとの実証実験で取り組みを進め、白良浜や番所山でも通信可能な白浜ビーチWi-Fiの整備や外国人観光客の受け入れ環境整備の一つとして、県の観光施設整備補助制度を活用した、和歌山フリーWi-Fiの普及に努めてきたところでございます。

和歌山フリーWi-Fiにおけます県の補助制度は、現在、議員ご指摘のように、終了してございますが、国におきましては、宿泊施設インバウンド対策支援事業としまして補助制度がございます。引き続き活用いただけるよう取り組みを進めたいと思っております。

また、新たな目的でWi-Fi環境の整備に対する町独自の補助制度の検討ということでご提言をいただいたところでございますが、ワーケーションを県と協力しながら進める中で、必要な範囲であったり、対策も見えてくるかと考えますので、まずはそうした国県の補助制度をいただいたり、活用して考えたいと思っておりますけれども、単独で補完しなければならない課題が生じた場合には、そうした対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

国や県のワーケーションの取り組みにおいて、白浜町も積極的に取り組みながら、私はこのワーケーションという取り組みは新たな観光客の誘致のスタイルとして、新しい資源として活用できるのではないかと。また、関東方面のほうからの、先ほどご説明いただいたところで、東京からの呼びかけで体験ということもありました。やっぱり、そういうところを積極

的にアピールしながら、空港もありますので、新しい観光資源として積極的に取り組んでいただけたらと思いますが、町として、町長どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ワーケーションの取り組みにつきましては、今年度からの新たな取り組みでございますが、本町における通信環境や交通インフラ、観光、自然環境、地域資源などを考えますと、十分発展していく可能性がある取り組みだと考えております。

現在、ICT企業の誘致に力を入れ、働く場所の確保を重点的に取り組んでいますが、企業誘致だけにとどまらず、先ほど堀議員からございましたように、新たな観光客誘致のスタイルとして確立できるよう、県とも十分連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

14番 堀君（登壇）

○14 番

また、新しい観光資源として、国や県の流れに乗りおくれないように、スピード感を持って、この事業に対しても取り組んでいただければと思います。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長

以上をもって、堀君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時55分 再開 13時00分）

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長より諸報告を願います。

2番 議会運営委員長 西尾君（登壇）

○2 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は12番、玉置議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、明日の開会時間は午前9時30分ですので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、一般質問を行います。

9番長野君の一般質問を許可します。長野君の質問は総括質問形式です。カラスの被害状況について、日置川流域の環境保全と美化活動について、みんなで実践健康づくりについて、JR白浜駅のバリアフリー化についての質問を許可します。

9番 長野君（登壇）

〇9 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

平成22年3月に白浜町議会議員に当選をさせていただき、早いもので議員生活8年目を迎えております。先日、議員必携を読んでいますと、このようなことが書かれていました。

議員は住民の代表者であります。それは、住民が考えていること、思い願っていることの全てを代表するということでもあります。大きく叫び、強く訴える組織や、バックを持った住民の声は容易に把握できますが、地域社会の片隅にいる弱者の声、組織を持たない住民の小さな声、特に声なき声やため息は聞き取りにくい。住民と行政との橋渡しをすべく議員は、そうした大きな声、小さな声、声なき声、ため息、全ての声を把握して、これを代表し、住民の心情をつかんで、その心でものごとを考えることが議員として大変大事であると書かれていました。

大衆は大知という言葉がございます。住民は案外よく知っており、行政についてもいろいろと思い、考えており、また、学ぶべき知恵が知識を持っているのであります。住民とともに喜び、住民とともに涙する。心の通った信頼される行政、私は常に住民の中に飛び込んで、住民の声や心、そして知恵をつかみ、それを議員の声、心、知恵として力強く代表する心構えが必要であると思います。

町村議会の議員は、町村政治における政治家であります。常に地域の現状と問題点を考え、将来のあり方を踏まえて住民を指導すべき立場にあります。議員みずからが奮起して発言し、行政当局と住民に訴えて、これを奮起させてこそ、行政の進展も地域の振興発展も実現し、真の指導性の発揮ができるというものであります。地方政治における政治家たる町村議員として、勇気を出し、さらに奮起して職責を全うしていきたいと思っております。初心に戻り、議員としての心を大切に、住民の心を代表して質問をさせていただきます。

それでは、始めさせていただきます。

まず質問事項1、カラスの農作物の被害状況について、お伺いいたします。カラスの被害というと、都会のごみを食い散らしといったイメージを持つ人もいるでしょう。農業では、直接的な害獣と知られ、カラスによる農作物への被害額は多額になります。鳥類による被害の中では、堂々の1位であります。哺乳類を含めた鳥獣の中でもシカ、イノシシに次いで3番目に被害額の大きな鳥獣となっています。

7月の末日に猟友会の会員の人から、農作物がカラスの被害に遭っていると連絡を受けました。1年間丹精込めて育ててきた農作物がカラスに食い荒らされるショックときたら、言葉では言いあらわせないでしょう。カラスの対策として、長期的に見て被害を軽減できるものがカラスの捕獲による駆除です。カラスを捕獲すれば、カラスの数、そのものを減らすことができ、危機感を持ったカラスが去って行く効果が期待できるとのことでした。地元の猟友会の皆さんも、協力をしますとのことでもあります。

そこで、お伺いいたします。カラスの被害状況はどのようなものでしょうか、当局の答弁を求めます。また、猟友会の皆さんは、銃による捕獲を検討しているとのことではありますが、白浜町では野生アナグマ、野生タヌキ、野生ハクビシンには有害鳥獣捕獲報奨金が交付されていますが、カラスは対象外であります。ぜひカラスも報奨金に追加していただきたいと思いますが、当局の答弁を求めます。

続きまして、質問事項に日置川流域の環境保全と美化活動についてお伺いいたします。

その1点目、ごみのポイ捨ての看板についてお伺いいたします。

ことしの夏は大変猛暑でありました。日置川流域では多くの方が夏を楽しんでおりました。7月の末ごろに、当局の皆さんに同行していただき、世界遺産の仏坂付近を見てきました。残念ながら安居の渡し付近には、河原にバーベキューなどをして、ごみを持ち帰らずそのまま放置されていました。日置川流域には、ごみのポイ捨て看板が何箇所かに設置していますが、残念ながら統一した看板がありません。

先月の23日に開催されました中学生議会で日置のまちをもっときれいにする必要があると質問されています。若い人たちが生まれ育った地域を、どのようにしていくか考えてくれています。本当にすばらしい考えではないでしょうか。どのように魅力あふれる観光地であっても、きれいな地域でなければお客様をがっかりさせる結果となります。

私は、ごみのポイ捨てや不法投棄を防ぐため啓発活動をより活発にするため、統一した看板の設置が望ましいと考えますが、検討する考えはないでしょうか。当局の答弁を求めます。また、看板を新たに設置するのであれば、さきの中学生議会で日置のまちをきれいにと質問をされていました。ぜひ、この機会に中学生、小学生に参加をしていただき、看板のデザイン、制作の協力をお願いしてはどうでしょうか。あわせて、当局の答弁を求めます。

続きまして、2点目の日置川流域の公衆トイレの新設についてお伺いいたします。

日置川には、現在、5カ所のトイレが設置されています。JR日置駅、安居の渡し、安居出張所、向平キャンプ場、市鹿野出張所、そのうち、安居出張所、市鹿野出張所は、土、日、祝日は利用ができません。日置川地域には、志原海岸や日置川溪谷、本当に緑豊かな森林、海、山、川がそろった豊かな自然環境、そして、温泉やアユなどかけがえのない資源に恵まれています。

先ほど、ごみによる環境問題にふれましたが、河原でバーベキューをし、炭などを持ち帰らずに、そのまま放置をしております。また、用を足したまま、そのまま放置もしております。よく民家にトイレを貸してくださいと言ってくることもあります。

白浜町は観光立町であります。きれいな環境で、気持ちよく滞在していただくのが、最大のおもてなしと考えます。安居から市鹿野までの間、トイレがございません。よりよい環境を保つためにも、ぜひトイレの新設が必要と考えますが、当局の答弁を求めます。

続きまして、質問事項3、みんなで実践、健康づくり運動についてお伺いいたします。

和歌山県は高齢化比率の高い県であります。お年寄りも元気に生き生きと長生きできれば、高齢化自体は何も悪いことではありません。健康でなくなるのがいけないのです。

長野県の例を挙げますが、長野県はかつて健康寿命の短い県でありました。長い冬の期間、こたつに入って野沢菜漬けなど塩分の高いものを食べているからだ、当時言われていました。そこで、皆さんが頑張っ、保健指導員の制度を導入し、みんなが力を合わせて栄養バランスに気をつけ、運動に努めた結果、数十年たった今、日本一の健康長寿県であります。

和歌山県でも、一昨年と同様の健康推進員制度の取り入れを始めました。さらに、ことしから運動の習慣をつけ、さらに健康増進に努めようとしています。しかし、運動しようと言っても、私もそうありますが、なかなかできません。そうした中、和歌山県ではみんなで運動、みんなで健康という事業を開始しております。全てのライフステージにおいて、運動不足は生活習慣病の原因と考えられています。

生涯にわたり健康を維持するためには、運動習慣など継続した実施が大切となります。目

指せ1日8,000歩。歩くことは健康の第一歩と考えます。今後、高齢化はますます進みます。それに伴って社会保障費や介護負担が増加し、一方では、労働力の低下が心配されます。しかし、お年寄りが元気なら、その流れも穏やかにできるし、社会にとっても心強いと思います。

そこで、お伺いいたします。白浜町は、健康づくり運動にどのように取り組んでいくのか、当局の答弁を求めます。

続きまして、質問事項4、JR白浜駅のバリアフリー化についてお伺いいたします。

このことについては、何回か質問をしておりますが、エレベーター設置についての取り組み、進捗状況について当局の答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま長野議員から質問いただきました事項につきまして、順次答弁を申し上げます。

まず最初に、カラスの被害状況についてのご質問をいただきました。

有害鳥獣駆除に携わっていただいている方々には、野生鳥獣が農林水産物に被害を与え、捕獲以外の防除対策を実施しても、被害を効果的に防止できないと思われる場合として、鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を出して従事いただいております。町では、地元猟友会と連携を密にしまして、被害実態や捕獲内容を審査し、捕獲従事者証の発行を速やかに行っているところであります。

ご指摘いただきましたカラスの被害状況、カラスの有害鳥獣捕獲奨励金の追加については、後ほど担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

次に、日置川流域の環境保全と美化活動について答弁申し上げます。

まず1点目の、ごみのポイ捨て防止の看板設置につきましては、長野議員のおっしゃるように、日置川流域には、今夏もアユ釣りや川遊びなどで大勢の方々にお越しいただき、特に河原が広く車での乗り入れが容易な場所などには、毎年遊泳やバーベキューを楽しむ方々で賑わいを見せています。安居の河原につきましても、そのうちの1つであります。議員ご指摘のとおり、バーベキューや飲食をされる方々の中には、ごみをそのまま放置し帰宅される方もおり、景観や環境が損なわれているのが現状で、バーベキュー等による放置ごみは河原だけでなく海岸にもございます。

そのような放置ごみにつきましては、場所にもよりますが、近くにお住まいの方々が夏の日差しの強い中、散乱したごみを手作業で拾い集め清掃していただいております。そのような活動に深く感銘をするとともに、清掃に取り組まれる皆様方の行動には、議員がおっしゃられる生まれ育った地域を大切にしたい気持ちが行動してあらわれているものだと思います。

環境美化や自然保護をより一層高め、そして、継続していくためには、住民皆様方のご理解と行動が不可欠であることはもちろんですが、将来、清流日置川を次世代に引き継いでいくのは若者たちであり、地域で暮らす子どもたちです。その子どもたちに自然保護の大切さや環境美化への取り組みに関心を持っていただける機会を設けていくことは、我々の責務であり、議員からいただきましたご提言は非常に有意義な方策であると考えております。

来夏への取り組みになりますが、まずは放置ごみの発生を抑制できるよう、議員からのご提言も含め、看板の内容や充実について、教育委員会と協議、検討し、日置川流域等の環境美化が広く効果的に推進できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の日置川流域の公衆トイレの新設につきましては、議員ご指摘のとおり、日置川流域には公衆トイレ2カ所と、施設内のトイレ3カ所の計5カ所にトイレがございます。しかしながら、安居から市鹿野までの間には、県道沿いに公衆トイレがなく、アユ釣りや川遊び等で日置川地域に来られる方々には、大変ご不便をおかけしていると感じているところでございます。

現在、白浜町では公衆トイレの新設につきましては、久木区にございます小山肆成顕彰公園を予定しております。顕彰公園の整備につきましては、日置川区長会の久木区より地区要望として、平成27年度から継続してご要望をいただいております、また、小山肆成顕彰会の皆様方からも強いご要望をいただいております。

白浜町といたしましても、過疎地域自立促進計画に、小山肆成翁顕彰事業としまして、顕彰公園の駐車場と公衆トイレの整備を上げており、有利な起債で過疎対策事業債を活用できる平成32年度までに整備を進めてまいりたいと考えております。なお、残る顕彰公園から市鹿野までの区間につきましては、公衆トイレは町有地に整備することが望ましいと考えており、どの地域に公衆トイレが必要なのか、また、清掃等の管理をどうするのかということも含めまして、日置川区長会にもご相談しながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、健康づくり運動への取り組みについて、ご答弁申し上げます。

当町では、平成21年度から医療、介護費用等の負担増を抑制するために、20歳以上の方を対象に、健康づくり支援事業を実施しており、特に運動面の健康づくり支援として継続しておりますウォーキング事業は、今年度で9年目となります。歩数計の活用を継続的に支援するための取り組みである歩数データの専用ソフトへの取り組みは、実人数で年間約200人のご利用があり、自主的な健康づくりとしてウォーキングを継続するためのツールの一つとなっております。利用される年齢層も30歳代から80歳代と幅広く、歩数データの登録1回につき1ポイントを付与し、6ポイントで電池1個を賞与するほくほくポイントカード制度は、電池切れによるウォーキングや歩数計使用の中断を防止するとともに、長く続けていくための意欲の維持、向上を支援するものと考えております。

和歌山県のみんなで実践、健康づくり運動ポイント事業につきましては、全県的な取り組みを通して、当町においてもさらに、健康を維持増進し、生活習慣病を予防することで、重大な疾病を防ぐという認識が広がり、運動を実践に移せる方の増加を期待するものでございます。8月1日から参加申し込みの受付が始まり、白浜町では9月6日現在、8名の方の個人参加型事業への申し込みを受けました。田辺保健所管内の1市4町において、参加申し込みがあったのは、白浜町のみと把握してございます。これも、自らの健康づくりに日々取り組み、継続されていることによる健康意識の高さと言えます。考えております。

白浜町としましては、高齢者の方の健康寿命延伸はもとより、あらゆるライフステージにおける健康の保持、増進を目指し、さまざまな健康教室や各種がん検診事業、介護予防事業等に取り組んでいるところでございますが、ウォーキング事業の実施と同時に、県事業のみんなで実践、健康づくり運動ポイント事業への周知、啓発等の協力、また運動を実践に移せ

る方の増加と長く継続できるためのサポートについて、県の指導も仰ぎながら連携を密にし、取り組みを進めてまいります。

次に、議員から白浜駅エレベーター設置の取り組み並びに進捗状況に関しまして、ご質問いただきました。ご答弁申し上げます。

前回のご質問におきましては、事業化を進めるに当たり、JRや県との協議を進めていること。また、事業費に確保といったものが大変重要となってきますが、高齢者や障害者、家族及び外国人旅行者など幅広い視点から、誰もが気軽にお越しいただける安全・安心な観光地白浜を目指し、訪れる全ての人が不自由なく利用できる白浜駅とするため、事業化に向けて取り組んでいる状況につきまして、ご説明させていただいたところであります。

現状の取り組み経過並びに進捗状況につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げますので、どうかご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

長野議員より日置川流域の環境保全等美化活動について、ご質問いただきました。

白浜町の小学校、中学校では環境教育の一環としまして、地域の清掃活動を行っている学校もございます。日置川流域では、毎年12月初旬に日置小学校、日置中学校、安宅小学校の児童、生徒、保護者、地域住民が連携してクリーン・グリーン作戦を実践し、地域の美化に取り組んでおります。

教育委員会としましては、児童・生徒が自分たちの暮らす地域の美化に意識を持つことが環境教育において非常に重要だと考えています。教育委員会としましても、当局から協力の申し入れがありましたら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

カラスの被害状況、それから報奨金につきましては説明させていただきます。

カラスの農作物被害として届出がございましたのは、ここ数年では毎年10件以内なのですが、届出以外にも多くの被害があるのではと推察してございます。地域につきましては、椿、保呂、滝や日置のパイロットから届出がされ、作物は主にミカン等の果樹、スイカ、トマト等の野菜が被害を受けてございます。

カラスの報奨金の追加につきましては、現在、周辺市町村の状況を見ますと、田辺市がカラスに対し補助を行ってございます。年間約400羽捕獲してございます。議員がおっしゃるとおり、カラスを捕獲すれば、カラスの数そのものを減らすことができ、危機感を持ったカラスが去っていく効果も期待できます。長期的に見て被害を軽減できるのが、カラスの捕獲による駆除でございます。銃による捕獲や駆除は、カラスの個体を減らすことと同時に、銃声で追い払う効果も得られ、短期的に追い払う効果が高いうえに、カラスに危険な場所を覚えさせることで、その後の被害も軽減できます。

また、日の出前及び日没後、住居地域の多数の者が集合する場所において、人、動物、建物、電車、自動車、船舶等に向かって銃を使った狩猟が禁止されていますので、銃による捕獲が行えない場合は、箱わなによる捕獲も可能でございます。カラスは国費補助の対象でも

あり、現在では、銃の玉代も出ないため協力が得られにくいのかもわかりませんが、当町も補助の対象とすることで、猟友会の皆様にもご協力をお願いしやすくなることから、被害の減少につながることを期待できると考えます。田辺市のほうも研究させていただきながら、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番 外（総務課長）

私のほうからは、J R 白浜駅のバリアフリー化につきましての進捗につきましてご答弁させていただきます。

J R 白浜駅のバリアフリー化につきましては、昨年議員のご質問をいただきまして、それ以降の経過につきまして、ご説明させていただきます。

平成28年8月17日に、J R 和歌山支社長と協議を行い、町長のほうから事業化に向けて積極的に取り組む所存であることをお伝えさせていただいたところでございます。その後、9月7日と12月27日の2回にわたり、J R 和歌山支社担当課と現状における課題の確認及び今後のスケジュールについて、協議を行っております。また、11月14日には、県の総合交通政策課との間で協議を行いまして、特に補助金のメニュー等について、国の補助における運輸局、また観光庁の制度の概要や県の補助制度の概要について協議を行っております。昨年度は、J R 及び県と適時協議を行ってまいりましたが、事業の具体性を持たせるために、本年度の当初予算におきまして、基本計画の予算化をいただきまして、現在、白浜駅のバリアフリー化事業を進めるための基本計画、これの策定にかかる作業を進めているところでございます。先般9月4日に地質調査及び測量調査を実施しているところでございまして、調査終了後には、幾つかの配置案及び概算工事費、これをまとめた基本計画案というものを作成することとしてございます。

今後は、本計画案をもとに、J R との協議を進め、早期に事業を着手いただけるよう取り組みを進めたいと思っておりますが、またあわせて、県と連携を密にして、観光地、白浜の玄関であります白浜駅の利便性の向上に向けて、やはり協力のほうにもご支援いただきますよう要望をしていきたいと、このように思っております。よろしくお申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

9番 長野君（登壇）

○9 番

まず、質問事項1のカラスの被害状況についてであります。有害鳥獣捕獲奨励金の対象となれば、猟友会の皆さんの協力が得やすくなり、カラスの被害が軽減できると思っておりますので、取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、質問事項2、日置川流域の環境保全と美化活動の1点目の、ごみのポイ捨ての看板についてであります。中学生議会で質問をされていた子どもたちの生まれ育ったふるさとを大切にす気持ちを大事にいただき、日置川流域等の環境美化をより一層推進できる取り組みを進めていただきたいと思います。

続きまして、2点目の日置川流域の公衆トイレの新設であります。きれいな環境で気持

ちよく滞在していただけるのが最大のおもてなしであります。できるところから整備を進めていただきたいと思います。

次に、質問事項3、みんなで実践健康づくりについては、10月1日から開始予定であります。引き続き和歌山県の連携した事業に取り組んでいただきたいと思います。

次に、質問事項4、JR白浜駅エレベーター設置についてであります。基本計画を作成し、関係機関と協議を進め、早期に事業着手できるよう取り組みを進めていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13時30分 再開 13時35分)

○議 長

再開します。

引き続き、13番楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は一問一答形式です。まず、高齢者・障がい者等交通弱者に対する取り組みについての質問を許可します。

13番 楠本君（登壇）

○13 番

通告順に従いまして、一般質問を行います。今までは総括で質問していたんですが、今回は一問一答でお願いしたいと思います。

入る前に、地方新聞、さらには新聞で見ますと、ことしの海水浴場客は8万人と書いてあるところから、11万人と書いてあるところから、若干の入り込み客の情報が違っているなという気がいたしました。そういうことも含めて、台風18号の今後の動向が一番気になるところです。また後から触れますけれども、中学生議会が、古久保議員もお話がありましたけれども、私も2回目に傍聴に来させてもらったんですけど、なかなか入れないので、委員会室で傍聴したんですけども、なかなかええなと思ったんですけど、後からまた、若干感想を述べたいと思います。

それでは、高齢者・障がい者等の交通弱者に対する取り組みについて、質問をいたします。

私は、この件について、平成11年の6月議会、さらには平成21年の12月議会、さらには平成26年の9月議会で、はまゆう病院のシャトルバス、高齢者と交通弱者に対する取り組み、公共交通について質問をしております。3回は質問をしているんですけども、白浜町生活交通ネットワーク計画が平成24年3月に作成され、委員の方々にご苦勞をかけ、また和歌山大学のアンケートも中心にされたんですけども、現時点で日置川地域は別として、後からダブるかもわかりませんが、この作業について、今、白浜町公共交通会議に移されているという発展的解消をされて移されていると思うんですけど、こちらについて、ダブる部分もあると思いますけれども、この点について、1点お伺いしたいと思います。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員から、高齢者・障がい者等交通弱者に対する取り組みに関するご質問をいただきました。

はまゆう病院のシャトルバスを初め、高齢者と交通弱者に対する取り組み、公共交通につきましては、今までにもご質問いただいたことを承知しているところでございます。

当町では、地域における公共交通のあり方や生活交通諸問題に対応するため、今ご案内いただきました平成24年3月に白浜町生活交通ネットワーク計画を策定しています。本計画では、生活交通の現状やニーズ、課題等を踏まえたうえで、今後の取り組みについてまとめ基本的な方策を示したものとなっております。

白浜地域における現状につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

白浜町におけますバス路線の現状についてお答えさせていただきます。

白浜町内を經由する路線バスにつきましては、高速バス等の観光路線及び生活路線がございまして、生活路線のうち2系統が国庫補助対象となっております。そのうち1系統に国庫と合わせて町の補助、また国庫補助対象外の1系統については、町の単独補助を実施してございます。国庫補助路線につきましては、三段壁を起点としまして、白浜駅、富田橋、郵便橋、朝来を經由し、田辺駅を終点とする系統が1日6往復、そしてまた三段壁を起点としませんが、白浜駅を經由し、南和歌山医療センター前を經由しまして、田辺駅を終点とする系統が1日に22往復運行しております。両系統とも白浜駅を經由するルートとなっております。

また、町の単独補助路線につきましては、白浜駅を起点としまして、富田橋、そして、椿を經由し日置駅を終点とする系統が1系統ございます。こちらにつきましても、1日7往復運行してございます。白浜地域の現状としましては、平成26年中の明光バス路線の再編によりまして、路線の変更及び運行本数の増減というものはございましたが、新たな公共交通の空白地というものは発生してございません。バス事業者や運輸支局また県及び関係市町とも情報交換を行いながら、新たな路線再編を生まない形での現状の路線維持に努めさせていただいてるところでございます。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

三段壁を起点とした2路線、さらには、白浜駅、朝来を經由して文里までの分、さらには白浜駅から富田橋を經由して、椿、日置。このルートについて、やはり交通業者の方々とネットワーク会議の中、さらには地域公共交通会議の中でも議論されているというふうに思うんですけども、なおかつ住民の皆さんは不便を感じております。

私も歯医者やあちこち行ったら、今、親戚のおじさんに送ってもらってると、こういう話もよく聞きますし、不便さを感じていますかと言うたら、もう物すごい感じてると、こういう意見が圧倒的に多いんです。

こういうことも含めて、第1点については、後ほどの地域交通会議の中での質問させても

らいますけれども、2点目は、これももう長いこと言うてます。旅館組合のシャトルバス、これはもう独自にやられているんだと思うんですけども、さらには、明光バス、さらには、はまゆう病院とのシャトルバス、これは前に調整会議を持ってたんですね、当初は。そやけど、これももうまいこと、やはりお互いの主張があって、なかなかいかなんだ。その中でやはり、生活交通ネットワークの中で包含された中で議論されたように思うんです。

はまゆう病院の西富田間のシャトルバスについても、やはりいろいろの過去の経過がございます。民間の委員のご意見というのもあるということは聞いておりますけどね。この部分についても、やはりお互い双方の利害だけやなしに、これからの地域医療を支えていくのは、やはり交通手段であるというふうに、私は認識しております。

そうした中で、この3つの検討会議は、今後、白浜町地域公共交通会議の中で議論されているんですか。この点についてはいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員ご質問の白浜温泉旅館組合の各宿泊施設へのシャトルバス、また路線バス運行事業者で明光バス、また、白浜はまゆう病院のシャトルバス、3者による調整会議というのは、特にしてございません。それは、バスごとに利用目的にやっぱり違ってございまして、利用者が混合しているという状況でないことから、公共交通ネットワーク計画の中では検討していないというのが現状でございます。

ただし、医療機関へのアクセスにつきましては、明光バス路線とはまゆう病院のシャトルバスにつきましては、白浜駅において、乗り継ぎができるような運行時刻の接続というところがなされているところでございます。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

この項については、白浜町生活交通ネットワーク計画、これが地域公共交通会議に移っているということやけども、その中の理念が、地域公共交通会議に反映されてなければならぬと思うし、そうなっているんです。そういう部分で、後から、今言うた部分については、総務課長から答弁をいただいたけど、そうやったら、またちょっと違うん違うかなという考えを持ってますから、また質問させていただきます。

それから、3つ目。日置川が地域のコミュニティバスを実施したわけなんですけれども、今まで同僚議員からも検証やとか、実施状況についての質問がありましたけれども、現時点で運行状況やとか、住民の皆さんのご意見、これらについては順調にいかれているのか、この点についてお伺いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

コミュニティバスに関します件でございますが、平成26年10月1日から日置川地域で運行してございまして、白浜町地域公共交通会議で承認をいただきまして、先に1年間の実証実験を行いまして、27年10月1日から本格運行に切りかえて、現在、順調に運行をし

てございます。

運行の実施後におきましては、運行事業者から毎月継続して利用者数や乗降バス停者数及び利用者の意見等の報告を都度都度受けているところでございます。また、定期的に当該地域の各区長様を通じまして、地域の意見を集約しておりまして、意見の内容によっては、担当者が現地に出向き、直接利用者等からの調査及び聞き取りを行っているところでございます。これらを受けまして、意見等の内容の精査を行いまして、白浜町地域公共交通会議でご承認をいただいて、新規のバス停の設置場所や変更、そして、路線の延長及び時刻表の変更というものを、これまで適時行ってきてございます。

利用者の利便性の向上に努めていますが、意見等の内容の精査に当たりましては、利用者が将来的に必要となることではなくて、現時点でここが必要、こういう改善が必要なところというところに重きを置きまして、また対応可能な範囲で取り組みを行っているところでございまして、運行当初からは利用者も増加傾向であり、今後も検証や改善等を行いながら地域の有効な移動手段として、確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

この項については、課長から説明があったんですけども、なおかつ地域住民の要望に応じていけるように、住民要望にやはり応えていただきたいというふうに思います。

次に、平成26年9月議会で、さきの1番目にも関係するんですけども、現存する路線バスとの共存を模索しながら、地域住民がどのようなスタイルを望んでいるか、町としての方向をどのようにして出すのか。9月議会では、町長が答弁されているんです。

そのためには、今言うた日置川の運行を実施し、次には白浜町の地域の現存する路線バスとの共存、方向性を出すのは難しい。なかなか難しいと思うんですけども、やはり急速な高齢化の進むなか、中、栄を含んだ富田川左岸における交通ネットワークを最重点課題として、取り組みと町長は答弁してくれたんですけど、この中ではそうなんやけども、24年に交通ネットワーク会議が発展的解消して、地域公共交通会議の中へ移された。その中でのメンバー表も、かなりそうそうたるメンバーの方々が、名簿を見させてもらいますと、議論されております。

その中でも、何回も言うて申しわけないんですけども、シャトルバスは西富田までなんです。今、総務課長の答弁があつて、路線バスが三段を起点のルート、そして、白浜駅を起点とした富田、椿、市江、日置、このルートがあるのやけど、なおかつ不便さを感じているというのは、やっぱりよく聞くんですね。それはもちろん国県の補助金もあります。そこらも、やっぱり財政的なこともあります。しかし、私、県議会だよりを読みますと、県のどこでもこういう問題が発生していますし、県のほうの補助金、また、その補助金の枠とか、拡大解釈してもうちょっと何とかならんのかなと。こういう会議、いわゆる地域公共交通会議の中でも、議論されているのかなという気がするんです。この点についてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、議員から平成26年9月議会での私の答弁についてもご質問いただきました。白浜地域、特に、富田川の左岸の地域に関してございますが、高齢化が進む中で、当該地域におき

ましても、白浜町地域公共交通会議でも少しご意見がありまして、公共交通のあり方に対する関心が高まっているということは、私も感じているところではございます。

ただ、現時点におきましては、路線の縮小及び減便となっている地域もございますが、路線バスが運行しているところではございます。こうした地域内で新たな路線を構築するとなりますと、現行の路線バスの廃止といったことが運行事業者からも示されることもあり得ますので、考えられますので、このことにつきましては、これからの課題として、地域の状況を踏まえながら研究し、白浜町地域公共交通会議でも議論いただきたいと思いますと考えています。

過疎化と高齢化が進む中、交通弱者といわれる方々にとって、公共交通機関の充実については、十分認識しているところでございますが、バス事業者には、生活交通バス路線に維持に係る国県補助金や関係市町及び町単独の補助を活用していただきながら、現在のところ新たな廃止路線を生まない形で路線の維持運行にご努力いただいているところであります。

コミュニティバスあるいはデマンドバス等の運行につきましては、基本的に路線がやむを得ず廃止される場合等、既存のバス事業者だけではカバーしきれない公共交通空白地に対して設定する路線でありまして、公共交通機関のないところを補うという考え方でありまして、その点につきまして、ご理解いただきたいと思いますと考えております。

○議長

13番 楠本君（登壇）

○13番

既存の業者の方々には、やはり、これも営利を目的とした会社ですので、もちろん乗客が減るとことは経営にかかわってくるということではございます。そうした中でも、また後にも述べますけれども、いわゆる補助政策また国の方策がないのか。その点も含めて、また二次質問でお伺いいたします。

それでは、次に、この生活交通ネットワーク計画の中で、富田老人クラブの会員の方が306人に、これはちょっと古いんですけども、平成22年9月にアンケート調査をしています。7年経過しているんですね。やはり、この中でも19ページにも載っているんですけども、やはり一番必要と感じているのは、医療機関へ行くときの交通手段であると、こういうような分析があります。そうした中で、ますます高齢化が進んでいく中で、ちょっとこれから一番なんかなと思うんですが、その後、地域公共交通会議の中でも、区長さんも出席されていると思うし、関係者の方々も出席されていると思うんですけども、ここの議論はないんでしょうか。

○議長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番外（住民保健課長）

議員ご指摘のとおり、アンケート実施から7年経過しているところでございます。その間に、高齢化が進み医療機関への交通手段等も変化してきていると考えてところでございます。白浜はまゆう病院を見てもみますと、シャトルバスにつきましては、平成11年度から西富田クリニック間で、ノンステップバスを無料運行されているところでございますが、利用者が減少傾向にございます。10年前のピーク時に比べて5割強の利用率となっております。また、高齢化が進んでいることもあって、特に自宅前までの送迎を求める声が寄せられているというふう聞いてございます。

そういった現状を踏まえて、白浜はまゆう病院におきましては、シャトルバスは現行どおり運行した上で、旧白浜地区に限定して患者自宅まで予約制で無料送迎サービスを平成28年9月からスタートされています。平日の運行でございますが、利用者も徐々に増加して、1カ月約200人、1日約10人の方が利用をされています。また、日置診療所、川添診療所においても、患者送迎自動車を運行されているところでです。

今後、高齢化が進む中で、このような自宅前までの送迎サービスについても、需要がふえてくると予想されることから、他の医療機関への配慮等を踏まえながら、運行本数の見直し等も検討課題になってくると考えてございます。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

私のはまゆう病院へ行く機会がちょこちょこあるんですけども、やはり、会社のOBの方々が、今、廣畑課長が言われたような車を待っていてくれる運転手さんもおりますし、送ってきて降ろしていく方もおられます。

そういう意味においては、今、答弁があったように、シャトルバスも結構減ってきているということでしょう。減少してきたということですね。やっぱり、また言いますけども、病院だけやなしに、ついでに買い物をしたいというお年寄りの方もおるんですよ。そこらが難しいところなんです。今の道路交通法か運送法か知らんけども、はまゆう病院としたら、ちょっと名前を出して悪いけども、オークワのとことか、どこでちょっとしてとか、そういうことにはならんだろうと思えますけど、はまゆう病院のシャトルバスも、今後はやっぱり運行方法を変えていく事情があるし、この中では、後からまた言いますけども、白浜町地域公共交通会議の中でも、この話はやっぱり、委員の皆さんに共有してもらいたい意見として、私は提起すべきやと思うんですよ。この点についてはいかがですか。

町長でも、誰でも構へんのよ。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員がおっしゃられることも、公共交通会議の議論の中では出てこない部分ではありますけども、シャトルバスの関係もそうですし、高齢化のお話、ドア・ツー・ドアといいますか、買い物弱者といいますか、そうした総合的なお話につきましてもお話はいただくんです。いただくんですが、当然、今申されておりましたはまゆう病院のシャトルバス、この運行をどうするかという部分については、公共交通会議の中で諮って、こうしなさいというようなことはしていないんです。それは、はまゆう病院さんが独自でされている分で、例えば、先ほどの観光バスの関係につきましても、公共交通会議でこの時間帯にしなさいとか、そういう議論は全くされてございません。

ただ、議員のご指摘のとおり、公共交通会議が白浜町全体の交通を諮る機関であることには間違いはないと思うんですが、現状におきましては、やはりタクシーは大体ございますから、タクシーが撤退されるとか、そういう話であれば、タクシー業についても検討する必要が出てこようかと思えますけども、現在はやっぱり公共交通、特にバスですね。白浜では明光バスですけども、ここのバスが走らなくなるというところを、どう補完するかというところが

重点的に議論されておりまして、それに対する補助制度であったり、国の補助制度の変わり方というんですかね。そういうのと合わせて、町の補助のあり方というんですかね。そういう部分が現在検討されてございますので、ご指摘の部分については、もっと大きな枠の中で将来的に検討していかなくてはならない状況になってくるのかというふうには感じてございます。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

今、課長から答弁があったけど、この冊子やけど、この冊子で最後のまとめ、物すごいまいことまとめてくれている。地域交通ネットワークの中で、今後は白浜町地域公共交通会議の中で議論し、行政、交通事業者、地域住民、利用者などさまざまな団体が主体的に連携、協働することが大切で、地域全体で生活交通をつくり育てるとまとめております。

今、課長からも言われましたように、その理念は物すごいええんやけども、それでは具体的にいろいろな問題がある中で、もちろん国県の補助金の問題もあるんだろうと思いますけれども、根幹となる根っこの部分の議論が、何が問題になるのか、何が問題で、今後、どうしていかんらん課題があるのだと。ここが、もう一つ、この理念と何とはええんやけども、しかし、日置川地域は成功したけども、白浜町の場合は、我がとこ、我がとこで、なかなかまとまるのかなという危惧をしているんです。

この点については、このメンバーで、見させてもらったら、町を代表して総務課長が出たやけども、20人のメンバーの方がおられますけども、やはり運行業者が多いですね。その中で、これはどうかと思うんやけども、医療機関の方々にもここに入ってらって議論するということが無理なんでしょうか。はまゆう病院の代表者である町長もあるんですけども、なかなかはまゆう病院の、我々の町の病院であって、債務負担行為もしているし、やはりこの地域医療では健全な経営をしてほしいということもあるんやけども、この点については、区長会やとか、連合町内会、いろんな人が委員のメンバーに入られておりますけども、本音の議論、この部分はされてはいるんだろうと思うけど、失礼な言い方で申しわけないけども、やはり交通ネットワークの計画をもとに、これが基本ですから、そこらをもうちょっと本音の議論をしてほしいなという気があるんですけど、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

公共交通会議の中に医療機関の方を入れて議論していくということにつきましては、現状でちょっと難しいと思うんですけども、いろんな公共交通会議の議論の中で来ていただいてご意見をいただくという機会はつくれると思うんです。そのネット計画というのは、やはり町の大きなビジョンが掲げられてございまして、私も、議長を務めて会議をするわけなんですけれども、それぞれに事業所の方もいらっしゃいますし、当然、自治会の会長さんを代表して入っていただいてございまして、そちらの住民の意向といいますか、そうした部分は代表して十分ご意見をいただいているところですけども、公共交通というか、町の独自の、例えばコミュニティバスを公共交通が現在ある中へ流し込むというようなことになってきますと、当然、現在公共交通をされている方々への圧迫にもなる部分も、当然出てきますから、

そこの兼ね合いというのが、一番、最大のネックになってくるんだろうなと思ってございます。

また、特に言われるのが、富田川左岸の部分は、歴代代表者の方々から、これはもう少しどうにかならないのかというご意見は、常々お聞きしておるところですけども、ここに付きましても、町の補助も、国県の補助も入って明光バスさんが運行していただいておりますので、その辺について、二重に走らせるのは、現状では少し困難かなと思ってございます。

特に、公共交通会議の中で言われますのは、日置のほうのコミュニティバスのほうを大きくご説明申し上げますので、日置のほうのコミュニティバスは、物すごい充実しているけどもという、こういうご意見が出るんです。というのは、バス停事に時間帯を示したスケジュールをお出ししますので、すごく充実しているように思えるんですけども、現実的には富田左岸の明光バスさんが運行していただいているほうが、十分充実しておりまして、以前、日置で明光バスさんが走っていただいていたおったときのほうが、時間帯とかそういう部分は充実しているんですけども、あの表であったり、スケジュールが細かいもんですから、常に走っているんだなというところが感じられるのかなと思ってございますので、そこに少しギャップがあるのかなとは思っています。

ただ、コミュニティバスについても、現状でもいろんなご意見、もっと充実させてほしいというようなご意見をいただいておりますが、当然予算の関係もございまして、最低限といいますか、これを最低確保していくという状況で維持させていただいているというのが現状でございますので、ちょっと医療機関の代表者の方を常に委員としてというのは、現状では少し難しいのかなと。ただ、議論の中でそういう話が出てくれば参加いただいて、医療機関側からのご意見をいただくということは可能かとは思ってございます。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

大体のことは聞けたんやけども、あと、国庫補助で当初予算では、その2ルートで3, 353万1, 000円と。町単独補助金、今、課長がお話ししました白浜駅を拠点としたもので、1, 019万6, 000円を計上されているんやけども、やはり運行本数もそうやけども、白浜駅で乗りかえるときと、郵便橋で乗りかえるときの時間帯が、私、町民の皆さんで1人だけしか聞いてないんやけども、自分で確認してません。不便やという話を聞くんですけども、郵便橋で乗りかえるのと、白浜駅で乗りかえて、はまゆう病院へ行くという場合のことを言うてるんだろうと思いますけれども、この点については、バスの運業者も十分配慮されてやっているよという話は聞きます。私、明光バスにかけて聞きました。そやけど、やはり10分、15分というのは、物すごい長く感じるというような話がありました。

そういう部分で、何もかも完璧にはいかんけども、なぜ、何回も私に言うてくるというたらおかしいけど、聞かされるんかいうたら、やはり利便性の問題で言われるんだろうと思いますけど、この件については、交通弱者に対する意見をまた、あしたか、廣畑議員からもあるらしいですけども、私は私なりに感じたことをちょっと言わせてもらいました。

地域公共交通ネットワークの中でも、金銭的な問題か、補助金の問題か、利便性の問題か、いろいろ意見があるんだろうと思いますけれども、なおかつ住民の皆さんが安心して、いつでも、どこでも、どこにでも、誰でもが行ける地域交通会議に反映してもらいたいし、また、

それを万全といかなくても、交通の弱者や買い物弱者に対して、今後、少子高齢化の中で一番必要になってくることではないかなというように思います。

それと、最後に、質問の中で、これです。

第3期白浜町地域福祉推進計画。一人一人を大切にすまち白浜。ここにも、一番すばらしい理念であるし、計画だというように思うんですけども、なおかつ少子高齢化が進む中で、一人一人を大切にすまち白浜、その参加として、参加交流による一体感づくり。地域ネットワークのしくみづくり。サービスが利用しやすいしくみづくり。安全・安心のまちづくり。理念が書いてあります。それも含めて、この間も、第2次長計の話も出てましたけれども、やはり福祉計画も含めて、この部分については課題であるという認識をされているという町長の答弁もありましたけれども、なお一層、この部分について、当局も真剣に考えていただきたいというふうに思います。

議長、これで交通弱者の部分は終わりたいと思います。

○議 長

以上で、1点目の高齢者・障がい者等交通弱者に対する取り組みについての質問は終わりました。

次に、2点目の全国学力テストの質問を許可いたします。

13番 楠本君（登壇）

○13 番

先ほどもちょっと触れましたけれども、8月23日に中学生議会があつて、8名の方々が各分野についての質問がありました。私も2回目でしたけれども、傍聴させていただき、感想として、時間の関係、議事進行の関係もありますけれども、やはり再質問をする、二次質問をする機会を与えてもらったらなと、感じとしてこのように思いました。

それでは、本題に入ります。

文科省は小学校6年生と中学校3年生を対象にした全国の学力テストの結果を公表しました。47都道府県中、和歌山県は全国平均に並んだと報じられておりますが、県教委は授業の改善や問題集に効果があったと。その取り組みについては、学びの学校のことも含めて、方向性は間違つてなかつたと分析したいとの新聞論調がございました。

思考力や表現力を問う応用問題の不振はテスト開始当初から続いており、資料から必要な情報を読み取る、前後のやりとりを整えて相手の発言の意図を理解する。実社会で必要とされる能力をいかに育むかが課題とされておりますが、白浜町の現状と課題について質問をいたします。

1つ、県教委は市町村教委に漢字などの基礎知識や読解力をつける独自の問題集を作成し、全公立小中学校に配布して指導したと報じられておりますけれども、白浜町に状況について、1点目をお聞きしたいと思います。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

全国学力テストについて、楠本議員のご質問にお答えします。

白浜町では、児童・生徒学力向上を目指し、各校において授業改善や補助的学習に取り組

んでおります。その中で、県教育委員会が作成した問題集や、全国学力テストに応じた問題等を日々のドリルタイムや補充学習、長期休業中の宿題等で活用しております。

以上です。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

この部分については、県教委の指導のもとやられてるということでございますけれども、それでは2点目について、お伺いいたします。

全国的な位置づけの立ち位置は大体理解しました。全国平均に並んだということですが、県下的には、白浜町の立ち位置はどうかと。これは、答えられへん部分はいいいんですけれども、大体推察されるだろうと思っておりますけれども、今後の方針と課題がお聞かせ願いたいと思っております。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

全国学力学習状況に調査につきましては、主として知識に関するA問題と、そして、活用、いわゆる応用ですが、それに関するB問題があり、本年度で10回目になります。白浜町の状況としまして、それぞれの教科で全国平均を上回るときもあれば、下回るときもあるというのが実態です。今年度は、小学校では全ての教科において、全国平均を上回っております。しかしながら、中学校は全ての教科において、全国平均を下回っております。

県内の白浜町内の立ち位置についてですが、そのような資料の提供がないのでわかりませんが、しかしながら、白浜町の平均点から推測すると、小学校は上位に位置し、中学校は下位に位置するというふうに考えております。

全国学力学習状況調査ということですので、まずはどの教科においても、全国平均を上回ることを目標としたいというふうに考えております。そのために、今回のテストの結果を分析し、教師の授業の改善の継続、児童・生徒の基礎的な学力の定着と活用力の育成に取り組むたいと考えております。

また、全国学力学習状況調査の児童・生徒に対する質問要旨によると、白浜町の小中学校とも、全国平均に比べると家庭学習の時間が少ない、パソコン、スマホ等で通話やメール、インターネットをする時間が長い。スマホや携帯ゲーム等でゲームをする時間が長いという結果が出ております。

家庭の協力も得ながら、パソコン、スマホ、ゲームの時間の減少を図るとともに、家庭学習の時間を確保し、学習した内容の定着も図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

今、教育長から答弁をいただきました。中学校が問題かなというような気もするんですけれども、やはり先生方の指導も大変だというふうに思いますけれども、私は今、読書や、新聞を読む習慣というのが一番大切やというふうに思います。そういう意味では、家庭環境に

もよるんだらうと思いますけれども、家読、これがやはり水平展開されれば、かなり読解力もついてくると違うなかと。こういうふうに思うんですけれども、これも新聞論調ですけれども、やはり実際すぐ効果が出るかといえば、そうでもないというふうに思いますけれども、全国平均よりも小学校は上やと、中学校は下やと。ここらがやはり今後の課題と違うかなというふうに思いますけれども、新聞を読む機会とか、家読させるというようなところが、当町の中でもあるというような話も聞くんですが、この点については、水平展開していく必要があると違うかなと。いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

子どもの言語力、または読解力、そして想像力や感性を養い、この学力の基盤とも言える読書も大変大切なものであるというふうに考えております。

今年度6月からですけれども、学校司書2名を配置し、学校長や図書室担当教員等を連携しながら、学校図書館の環境改善や本の整理や貸し出しなどを行い、1人でも多くの児童・生徒が読書に親しめるよう取り組んでいるところです。

効果があらわれた具体例としては、新刊図書の登録等を学校司書が行ったため、児童・生徒に早く届けることができたり、図書の分類が進んだり、配置を工夫したりしてくれているので、子どもたちが本を探しやすくなったり、何を借りたらいいかわからない子どもも手にとりやすくなったりしておるといふ報告も受けております。

楠本議員のご質問にあった家読ですが、町内でも取り組んでいる小学校があります。月1回、保護者と子どもが一緒に読書をする日を設定し取り組んでいる学校もありますし、日々の宿題の1つに10分間読書を取り入れている学校もあります。家読については実施している学校の取り組みを町内の学校に紹介し、各学校の取り組みの参考にさせたいというふうに考えております。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

最後になるんですけれども、ちょっと原稿をどこに置いたかわからんようになったので。

教育長、最近、テレビ報道でも、道徳の関係で、道徳の教科書について、かなり来年の4月から実施するというところで議論されておりますね。

道徳というのは、先生方も教えるのも難しいのだからというふうに思いますけれども、やはり道徳教育の中で人格の評価をどうするかというたら、これ、かなり難しいですね。こちらについては、現場の先生が悩まんような、もちろん県教委も指導するんだらうと思うんですけれども、教科書の検定自体もわんざわんざという報道でもありますし、かなり混乱しているというような話も報道されております。新聞論調でもちょっと興味を持って読ませていただきましたけれども、この点についての、道徳教育のあり方については、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

道徳は特別の教科、道徳となって、平成30年度から小学校で、31年度から中学校で実

施されます。既に小学校ではもう来年度から始まるということですが、教科書を使ってやるわけですが、文科省としては、この道徳の教科書、これを要としてやると。だから、道徳については教科書のみでやるのではなくて、日々のいろんな教科の活動を横断的にする中で、子どもたちの道徳心をつけていくということになるかと思えます。

ただ、先ほど議員も申されたように、教科となれば評価がついてくると。ただ、道徳の評価を1、2、3、4、5とつけるんではありませんし、文言でということになるんですけども、やはりこういうところはかなり今後研究していかないと難しさが出てくるだろうなというのを、私どもは思っております。

小学校から、来年度から実施されますので、授業の進め方等、また指導方法や内容について、十分研究して学校内で共通理解を図りながらスムーズに導入できるようにしていきたいと、そういうように考えております。

以上です。

○議 長

13番 楠本君（登壇）

○13 番

以上をもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、楠本君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 30 分 再開 14 時 40 分）

○議 長

再開します。

引き続き、8番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。日置川大塔線（玉伝・市鹿野橋間の改良工事）についての質問を許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

登壇順位に従い、登壇し一般質問を行います。

質問の内容につきましては、通告しております日置川大塔線についての、玉伝口市鹿野橋間の改良工事についてということで質問したいと思います。その中で、質問の要旨としましては、改良工事の区間内の地籍調査の内容についてお伺いしたいと、このように思います。

質問につきましては、以前から、かなり何回となく質問しているわけですが、そんな中で、質問が重複することも多々ありますし、その辺は今一度、頭の中へ入れておいていただけたらと思ったりします。

当該地での工事の着手、着工に当たり、まず当町が取り組まなければならない地籍事業になぜ着手できないのか。着手しないのか、というようなことについて、今まで私の質問の内容や当局の答弁を交える中でお尋ねしたい、このように思います。

県道日置川大塔線玉伝口市鹿野橋間の改良工事業に係る質問は、平成24年の9月の議会で初めてさせてもらったわけでありまして。今回で、かれこれ、もう7回目になろうかと思うわけでありまして、この件の質問で、初めのころの私の質問に対し、当局側は建設課の課長が主だったわけでありまして、県の工事業であり、要望等にお伺いし、協議する中

で係の方は地籍調査の必要性を述べられ、地籍調査が済まされてあれば実業化にかかりやすいが、云々と続いているわけでありまして、このような答弁でありました。

そういう答弁をいただいて、その後、私が質問する話の中で、ならば地籍調査を当該事業の地区である玉伝地区、市鹿野地区での地籍調査事業に着手はできないのか、という質問を繰り返してきたわけです。

その後とか、その地点における当局の答弁では、地籍調査事業は年次事業計画であること、年次計画途中では事業の変更は難しく、見直しの年度であれば何とかできるということを理由として、県道日置川大塔線の玉伝口市鹿野橋間に係る改良工事への第一歩とあるべきしょうかね。その地籍調査事業には着手することもなく、調査の事業計画すら上げていない状況にきているわけでありまして。

このような状況下において、県道日置川大塔線玉伝口市鹿野橋間の改良整備事業の質問を私は何回となくしているわけでありまして、この件の質問に関してですけれども、この質問は私個人の意見、提言ではないことを申し上げたいと思うわけでありまして。この改良整備事業については、旧白浜町、旧日置川町の合併時における幾つかあった重要課題の1つでもあるわけです。幾つかあった合併時の重要課題の1つの中で、合併後12年目に至っている今日、全く手つかずの状態にある重要課題なのであります。

当該事業を初め、合併時の重要課題事業については、当時の白浜、日置川両町の執行部の方々を初め、担当職員の方々、両町の議会議員、また両町の有権者の方々の意見や考え方のもとに、さらには和歌山県も含めた中で決定したものであるわけでありまして。

もう前々から申し上げておりますけれども、この輝きとやすらぎと交流のまち白浜というこの冊子のことを申し上げているわけでありまして。その中に、幾つかありまして、地域基盤の整備、教育文化の充実、それから、地域構想というような形の中でしているわけでありましてけれども、こういったことを今一度、私が申し上げているのが、私的なことではなしに、合併協議会に基づいた話の中でということ、今一度申し上げておきたいというように思うわけでありまして。

それで、この県道日置川大塔線の玉伝口市鹿野橋間に係る質問については、先ほど申しましたように平成24年9月議会で一般質問し、その後、平成25年6月の議会で質問もしております。その平成25年6月議会での、私の質問に対する当局の答弁であったわけでありましてけれども、当時の建設課長の答弁です。

県道日置川大塔線の早期改修の要望提出のときに、関連区域の地籍調査をできるだけ早く推進してほしいとのことご意見を伺っており、町内で検討しているところでございます。和歌山県と再三にわたり協議しておりますが、改良要望箇所の地籍調査を早く実施し、県道日置川大塔線の改修を県にお願いすれば、工事の進捗も早くなるのではないかとお聞きしているところでございますというような答弁をいただきました。

後に町長の答弁として、県と再三にわたり協議をしておりますけれども、やはり、庄川にしても、白浜久木線、あるいは、この県道日置川大塔線にしましても、県とやはり十分これから協議しながら、改良、要望の箇所の地籍調査を早く実施して、並行して交渉もして、県にも要望していくというふうに、私は必要性があると思っておりますと答弁されたわけでありまして。

平成25年9月の議会の質問で、私は公共事業と地籍調査と題して、なぜ当該地区の地籍

調査には取り組まないのか、取り組めないのかを質問し、財源についても国県で75%の補助がある旨を申し上げ、また交付金措置として、少し返還もあると、戻ってくるというようなことを申し上げ、再質問では、計画案についての一部変更が可能であることを県の地籍調査班の班長さんから教えていただいた旨を申し上げたわけであります。

そのときの答えとしまして、かいつまんでというのでありますが、私がざっと聞き取った答えとしたら、合併時の課題であり、着手に向けて協議してまいりたいというような答弁であったと記憶しているわけであります。

また、平成25年12月の議会で、今度は地籍調査と題し、また質問しました。公共事業とのかかわりと年次計画の一部見直しについてお伺いしました。質問の内容につきましては、地籍調査事業計画にあつては、事業の実施区域にあつては、市町村の意向を取り入れていくという県の考え方の中で、白浜町は県の指導に従い、平成24年度以降、平成30年までの事業実施計画は海岸線の計画を一応していると。計画に入れているというようなことだということですが、これは前の質問をした答弁からいただいたことを、また私が繰り返し言うてるわけでありますけれども、その県の担当課の話からしたら、町が実施計画の中で変更するのであれば、その実施計画の変更はあり得るということ、私は聞き及んでいるということ、を再度、このときにも申し上げたわけであります。

要は、実施計画の途中での一部変更はできるということ、県は言っているのですけれども、なぜ当該地の実施の変更を町が行わないのかということ、を申し上げているのでありますけれども、このときの後の町長答弁では、地籍調査の必要性というのは、私自身も十分効果も必要性も、必要だということ、を認識しており、ということ、を申し上げ、あと云々と続くわけですが、それから、現在は第6次10カ年計画で、近年の地震に伴う津波災害に対応するため、主に海岸線の早期改良を、早期完了を目指して計画を進めております。

先ほど、ご指摘いただきましたように、県の指導に従いまして、平成24年度以降、平成30年度までの事業実施計画の変更は、県のほうの指導ももちろんありますけれども、可能であるということも聞いております。ということがあって、それからまた少し、町長の答弁がずっと続いているわけですが、その後、また答弁の後、合併時の課題である日置川大塔線、これも十分に考慮し、次年度予定の10カ年計画の見直しには、建設課あるいは地籍調査課、そして企画財政あるいは県とも協議した中で、前向きに検討していきたいと考えております。というように、答弁されたわけです。中略で抜かしているというのは、余り時間も食うと思うものですから、私のほうは勝手にですけど、要点だけを申し上げているわけであります。

このときの答弁というのは、平成25年12月議会での私の質問に対する答弁であります。現在は平成29年9月です。町長のこの答弁から年月は平成26年、27年、28年と、現在は29年9月ですから、それだけの月日がたっているということ、であります。だから、この間にも、計画中途の見直しはされているというように思うわけであります。

この質問の後日、地籍調査と県道日置川大塔線玉伝口市鹿野橋間に係る質問は、その後もですけども、平成26年12月、それから平成28年12月にも行っているのですけども、この答弁の中の次年度予定の10カ年計画の見直しには、協議した中で前向きに検討したいという町長の答弁であります。答弁の結果、どのような結果として現在あらわれてきているのかということについてお尋ねしたいわけであります。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員から、県道日置川大塔線玉伝口から市鹿野橋間の改良工事区間内の地籍調査事業について、ご質問をいただきました。

当該路線の改修及び地籍調査に実施につきましては、これまでも再三にわたり一般質問で答弁申し上げましたとおり、その効果や必要性は十分理解しております。昨年10月に、県道日置川大塔線改修促進協議会が発足をいたしました。当会の役員が西牟婁振興局へ促進協議会発足の挨拶に訪問させていただいた際も、西牟婁振興局長から一気に全線とはいかないが、セット区間を設けて町や促進協議会と協力して取り組みを進めていきたいとの回答をいただいたところではあります。

町といたしましても、玉伝口から市鹿野橋間の改修は大変重要な課題であると考えておりますが、県の整備計画に合わせて地籍調査を実施し、道路整備が進んでいく環境をつくるのが町の重要な責務であると考えております。今後も引き続きまして、当該路線の改修につきましては、県に対し強く要望してまいります。なお、詳細につきましては、また後ほど担当課から答弁させていただきます。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

議員ご承知のとおり、和歌山県議会の2月定例会におきまして、西牟婁郡選出の秋月議員から、県道日置川大塔線の整備について、一般質問のほうがございました。

新聞報道によりますと、市鹿野小学校がことし3月末で閉校し、同校の児童は4月から下流の安居小学校に通学することから、通学路の安全対策が緊急として対応を求めたところ、森戸県土整備部長から沿岸住民の生活道路としてだけではなく、災害時の国道311号の代替機能を有する主要な路線と考えているが、未整備区間が多く残っている状況は認識しているとの答弁がございまして、あわせて残る未整備区間も、県道日置川大塔線改修促進協議会など、地元の協力を得ながら交通の支障となる箇所計画的な整備に取り組んでまいりたいとの答弁がございました。白浜町といたしましては、当該路線の玉伝口から市鹿野間の地籍調査については、県と十分に協議をしながら、県の整備計画に合わせて実施したいと考えてございます。

それから、合併時からの重要課題ということでございますが、議員がおっしゃるとおり、県道日置川大塔線改修につきましては、合併当時から課題であったことは、私のほうも承知してございます。県も、県道日置川大塔線の改修の必要性は十分認識していただいております。これまで口ヶ谷地区の約300メートルにつきましては、平成28年度に完成しております。また、現在改修を進めていただいております矢田地区のJR日置駅前約200メートルにつきましても、先行して、用地の一部を舗装し、平成29年度、30年度で用地の買収をする。用地買収が終われば、改修工事を進めていただけると伺っております。県といたしまして、新町まちづくり計画に記載のとおり、当該路線の改修工事を進めていただいております。

それから、最後に、計画変更についてでございますが、現在、日置川大塔線につきましては、久木地区で、現在の第6次国土調査10カ年計画にプラスする形で地籍調査事業を実施しております。玉伝口から市鹿野橋間につきましても、この計画、第6次の計画にプラスをして実施できればよいのですが、これまでのように国の予算が確保できていない状況でございます。この計画を変更するには、平成31年度までに計画している地域の地籍調査をとりやめるか、もしくは縮小して実施していかなくてはなりません。地籍調査をお待ちいただいている方もたくさんおまして、県の整備計画にない区間を先に地籍調査を実施することについては、お待ちしております。住民の皆さんのご理解を得ることができないと考えてございます。町といたしましては、繰り返しになりますが、県の整備計画に合わせて地籍調査を実施してまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、日置川所長からの答弁では、県の整備計画に合わせてというようなことの中で、私がかねがね申し上げている県道日置川大塔線の玉伝口から市鹿野橋間に係る質問が、どこかで変わってしまって、結局、日置川大塔線という名のもとに久木のほうに変わったと。久木のほうに変わったことによって、私が申し上げている日置川大塔線の玉伝口から市鹿野橋間についての改良工事についての年次計画がずれてくるというような答弁であったかと思うわけでありませぬ。

そういう答弁をいただいたんですけども、そしたら、以前、町長から答弁いただいた年次計画の途中で変わることもできるということについては、結局、変わることはできる。ただ、町長からすれば、その今、私が申し上げている区間を指定してないというような形になるかと思うんですけどね。でも、そういうことになるかと思うんですけど、一番、元に戻ります、この計画をつくったときの重要性ということと、そのことについては、余り重要視されてないん違うかと。町長のその答弁について、何かちょっと、二枚舌と言うたら失礼ですけど、そういうような形の、二枚舌じゃないですけどね。何か含みがあつて、結局、これについては、物すごい遠慮したような答弁でしかないん違うのかなと。そういうための答弁であったのかというように感じて仕方ないわけですね。

県の計画は、県の計画なんでしょうけども、県の計画ではなしに、県とすれば、県の地籍調査課は、町の重要性を重んじるというような格好を地籍調査課は申し上げているというか、言っているわけですね。言っているんやから、なぜ、それをもう少し全面的に、白浜町としてそういう格好でもっていけないのかということですね。その辺が、物すごく疑問なんですね。

くどいようですけども、質問についても、質問のたびに年度計画が変わるとき変わるから、と言うて、そして、変わった時点でどうなんだというたら、別のところがやっていると。そしたら、私の質問は何だったんですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

ちょっと確認の意味で、私から答弁をさせていただきたいんですけども。当時、合併協議

会の事務局をしております、新町まちづくり計画を作成するには携わっております。三倉議員がずっと、日置川大塔線も整備について新町まちづくり計画に、主要事業として記載されているやないかと言われております。本当に、これは書かれております。また、その後の第1次長計の中にも、そのことが書かれております。

ただし、日置の場合でしたら、日置の場合というか、新白浜町の場合、まず主要県道の整備については、県道白浜久木線をまず実現するというので、項目を1つ挙げて書いております。まず、白浜久木線でした。今、やっと3年ほど前から着手しまして、両サイドから事業が進捗しておる状況でございます。白浜町も主要県道というのは、4県道あるんですけども、フラワーライン線も今、県が一生懸命、大きな事業費を投じていただいて、やっただいております。なかなか、日置川大塔線につきましても、局部的に区間をセットしてやっただいておりますけども、そこまでの事業費がなかなか出てこないということで、やっぱり事業区間を県の整備計画と合わせて、こちらは地籍調査を実施したいと。このことで、なかなか三倉議員の質問と当局の答弁とは、これは一般質問ですから合致しなかっていいんでしょうけども、そこまではなかなかいけないというのが、今の実情でございます。なるべく早く、地域住民の皆様の悲願ですから、それは町としても実現するように、目一杯頑張っていきたいと、このように思っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

先ほど答弁いただいた中で、私は一応、念願として側聞するところによると、私が質問している玉伝口から市鹿野橋間の改良工事は日置川大塔線の名のもとに久木から宇津木橋まで変わっていったようであると入れてるわけですけども。まさに今、それに近いようなというか、そのような形の答弁を、今、副町長からいただいたんですけどもね。

ただ、私が思うのに、その計画の中で地籍調査というのには、かねがね申し上げているようにお金も要らんわけですね。地籍調査を始めても3年、4年かかるわけですね。それは、もう副町長も知っていると思うんですけども。もちろん町長も存じ上げていると思うんですけどね。

そうしたら場合にやったら、先々になっていくという話と、それから、一番、私が申し上げたいのは、この今の、私が申し上げている場所というのは、県も危険道路であるということ認識してるわけですね。お金の問題もそうですけど、その危険道路であるところを、児童・生徒が週5日通学しているわけですね。当局として頑張ると申しますか、県のほうにそういうことの要望をされているという副町長の答弁でありましたけど、当該区間の道路の重要性、必要性、当該地区、当該道路区間の改良工事がよりよい国土強靱化の政策の1つでもあるというようなことやとかね。それから、合併時の重要課題であると、これは何度ももっているんですけども、また、当局も申し上げてくれていると思うわけですけども、それから、今申し上げたように当該道路区間が危険道路であると。その危険道路について、児童・生徒の通学道路であると。その通学道路であるというようなことと、それ以外は、ほかにももろもろ、私が知っているだけでもこれぐらいあるですから、そのほかのことについても、当局は県との交渉の中で、そういう話はしていただいていると思うんですけどね。一番申し上げたいのは、市鹿野の児童・生徒が県も認めている危険道路を週5日通学している

と。安居小学校、三舞中学校まで、それぞれ通っているというところが、やっぱり忍びないというようなことを思ったりするわけですね。

町長も、町政の取り組みの中で、安全・安心で暮らせるまちづくり、防災に強いまちづくり、インフラ整備、若者の定住できるまちづくり、この項目全てが、ここの場所には、もう当てはまるん違うかと、私は思うわけですね。町長も思っていると思うんですけどね。思ってくれないと困る話なんですけど、そういうのからしたら、副町長がおっしゃることもわかるんですけども、やっぱり重点課題的にですね。白浜久木線が済んだ後にすぐということは、大きな工事ですから、それは仕方のないことなんですけどね。我々、旧日置川の者としたら、合併することによって、その2つができるというような大きな思いを持って合併したということも、私自身はあるわけなんですけどね。

その辺も含めて、県の事業とすれば、大きな事業を幾つもかかれんというような形にもなるかもわからんんですけど、やっぱりいつごろできるという形の見通しなり、そのためには、地籍を先にかかってもらえないのかというようなことを再三申し上げているわけでありませう。

それで、去る5月12日ですけども、観光建設農林常任委員会で、町内の現地の視察があったんですけど、そのときに無理を申しまして、常任委員会の皆さん方に、玉伝口市鹿野橋間の道路についてご同行いただき、現地の状況を知っていただいたわけなんです。繰り返しますが、その道路を生徒・児童が週5日通っているわけなんです。学校教育の立場から、今は昭和の初めの時代ではないわけですから、平成なんです。このような危険道路を、県が認めている危険道路を通学路から一日も早く解消していただけるような方法を、教育の立場からでもお願いできなんものかというような格好で思うわけなんです。

いま一つは、先般、町勢要覧を配布いただいたわけなんですけども、この中で、産業と地域振興のページに、川添カフェかーちゃんの里を紹介していただいているわけですね。このように、町が紹介できるような地域について、今、力を入れてくれてるんでしょうけど、いま一つ力を入れて、県を動かしていただけたらなというようなことを思うわけでありませう。

知事も川添茶についての思い入れというのはかなりありますし、そこら辺も含めた中で、もうちょっと年次計画的に、今ただ漠然とするんじゃなしに、何年度からできるというような格好にできないものかというようなことをお伺いして、私の質問を終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどの三倉議員の発言の中には、県が玉伝口から市鹿野橋間の道路を危険道路と認めていくかというのは、私もちょっと存じ上げませんが、県道日置川大塔線の改修につきましては、県道日置川大塔線改修促進協議会、先ほど申し上げたこの会の発足、あるいは冒頭にも申し上げましたが、昨年12月の西牟婁振興局長からの回答、また和歌山県議会での秋月県議の一般質問に対する県土整備部長の答弁等で、一步も二歩も前進できてるのかなというふうに感じております。

三倉議員ご指摘の玉伝口から市鹿野橋間の早期改修も重要な課題であることは、もう十分承知しております。あくまでも、県道日置川大塔線は県の管理する道路でございます。しかしながら、この県の整備計画に合わせて、これからも地籍調査事業を行っていくべきであろうというふうに考えております。もちろん町といたしまして、できるだけ早い段階で、玉伝

口から市鹿野橋間の改修に着手していただけるよう、今後も日置川区長会並びに県道日置川大塔線改修促進協議会の皆様方、そして、議長を初め、議員の皆様方のお力をお借りしまして、県に対しまして強く要望してまいりたいと考えてございますので、これからもどうかご指導、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

促進協議会がつくったということは、つくったことで大変ありがたいことなんですけどね。それ以前に、もう何回も申しますように、この中では入っているわけですよ。だから、やっぱりその辺の重みというのを、もうちょっと県のほうにも訴えてもらいたいし、副町長の答弁のほうにもありますけど、この冊子作成には、副町長も、それから日置川事務所長も、当時、参画しているわけですから、やっぱり思い入れはあろうと思うものですから、厳しい中でも何とか、年次計画的に何年度ぐらいにできるというぐらいの、地籍調査が変わったものですから、地籍調査が変わった時点でできるものですから、その辺について、ならないのかということです。地籍調査をしたら、やっぱり必然的にのって行くわけでしょうから、ということをおもうわけです。

以上で終わります。

○議 長

以上をもって、三倉君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 15 時 12 分 再開 15 時 20 分）

○議 長

再開します。

引き続き、12番玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。まず、観光白浜の将来展望と取り組みについての質問を許可します。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

それでは、議長のお許しをいただきまして、質問に入らせていただきます。

最後のほうなので、皆さん、お疲れのところですけども、少し辛抱していただいて、前の議員が早く終わっていただいたので、時間を最後まで使うのも、まあ言うたら、使うなよと言われているような感じがするので、できるだけ早く質問をしたいと思います。

それでは、一問一答形式で、まず観光白浜の将来展望ということで、まず町長の今の感じ方、観光白浜に対する今の感じ。感じですね、はっきり言うたら。そういうところを、ちょっとお聞きしたいなと思うのです。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま玉置議員から白浜町の観光についてということで、今の観光白浜の状況ということについての質問をいただいたというふうに認識をしておりますが、現状の観光地白浜とし

での状況は、私はいろいろな考え方があると思いますけれども、年間で約340万人の観光客が日帰り、宿泊客のお客様が来ていただいていると。これは、いろんな要素がありまして、観光白浜に高速道路が延伸した結果、非常に京阪神からの、関西方面からのお客様の利便性がよくなったということも、1つあるでしょうし、当然、観光白浜の取り組む、今までのいろんな関係団体のご努力もあったと思います。観光協会の、もちろん力も大きいと思いますし、また、インバウンドのマーケットが非常に今、日本全国に広がっておりますので、外国人観光客の、これも効果が出てきているのではないかなと、白浜町におきましては、昨年10万人ちょっと、外国人のお客様も宿泊いただいておりますので、そういう意味では、やはり白浜町というのは、観光立町でございますし、観光客に依存する観光産業というのは、現状でも、それから、今後の将来を大きく左右する大きな観光産業というのが、白浜町にとっても大きな課題というふうに考えてございます。

いずれにしましても、現在の状況は、お客さんが来ていただいているけれども、実態はどうなのかと。お客様が本当に感動して、喜んでお金を落としていただいているのかと。このことの検証は、これからも、まだしないといけないと思いますし、お客さんの単価、これが、消費単価とかあるいは、客室単価、そういった宿泊するに当たっての単価がふえているのか、減っているのか。この辺もやはり今後検証していかなければならないというふうに思っております。

特に、今、民間で言いますと、5,000平米以上のホテルの大型化、大型ホテルの耐震化工事が徐々に、もう始まっておりますし、既に完成したところもございます。あと、残る施設もございますけれども、そうやってきますと、非常に今までと違ったお客様の当然、傾向も出てきます。高級ホテル、富裕者層をターゲットにしたホテルがふえておりますので、そういう意味では、今までにない客層も取り込めるのではないかなというふうに思っております。

もちろん、国内の新たな客層を取り込むことも重要でございますけれども、やはり先ほど申し上げたように、消費単価を上げていくということもこの地域の活性化にもつながりますし、やはり観光産業としての、観光に従事する方々にも大きな恩恵を出せるのではないかなというふうに思っております。

そういう質問の答えでよろしいかどうかはわかりませんが、現状は、私はそういうふうに捉えております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ホテルの高級化が進んでいるという分析は、私はこれは正解であるなというふうに思っておりますけれども、340万人についての今後の動向とか、そういったところの分析というのが、きちっとできていないのかなというふうに、今、感じました。

私のことなんですけど、私は40年前に白浜に帰ってきました、駅前で商売をさせていただいて、当時、白浜に来るにはJRを利用するというのが一般的でございました。当時、高速道路は海南まで、泉南から海南までが開通しておりました。26号線から、泉南から海南まで。そういうことで、大方がJRを使っていたら、1日の乗降客がピークでだいたい8,000人から1万人、当時降りておりました。これは、大変忙しかったんですけども、

それから、2、3年して、高速道路が吉備まで来ました。これで、そのときに、これはもう白浜駅のJRに頼ってたらあかんなどということで、外に出るといことの中でいろいろ考えて、外へ出たんですけど、これは失敗をいたしましたけれども、大方の読みとしては、JRの観光客がこれほど激変するとは思っていませんでしたけれども、大体のそういう流れだろうなというのは合っていたなど、今でも思っております。

そんな中で、今、世界的に政治、経済。特に、経済と政治を分けることはできないんですけども、そういういろんな混乱がありまして、インバウンドという町長の言葉の中からも、今、大方のインバウンドは、台湾、香港ですか、あちらのほうからお見えだと思っておりますけれども、経済的な報告では、中国が現状、年末あたりにはちょっと景気がダウンするのではないかなという報告と、IMF、国際通貨基金というところから、中国が2025年までこのままの状態であれば、中国のGDPの3、000%の借金が積み上がるということの報告が、この前、載っておりました。

それを読みながら、中国の経済が悪くなったら、もちろん貿易相手の日本も影響を受けるでしょうし、国内生産というところから国内の観光客というのも減るんだろうなと思いつつも、ドルと元の通貨が元安になるのではないかどうか。通貨ですね。そうすると、外国人のインバウンドのお客様が、今までやったら同じお金を両替したら、20万円あったのが、同じお金で今後、10万円しか手に入らないから、日本に来るのが非常にお得感がなくなってしまふのではなからうか。ということは、白浜もインバウンドについては、非常に先行きはなかなか厳しいものがあるのではなからうかなというふうに、予想というか想像なんですけど、そういうふうに私は分析しています。

ですから、今、一人頭の客単ということをおっしゃってございましたから、これは大変重要なキーワードである。例えば、外国人客が、今、20万人ぐらい来られているんですか。10万人ぐらい来られているんですかね。一人頭、20%減ったとして6万人ですから、4万人減るわけですね。その分を補うために、何%一人頭、ほかのお客様で消費していただくかというようなことを、实际的に計算をしていくと、まずそういうふうに、どうやって一人頭に売り上げを20%上げていくようにするかという手立てを考えていただかなあかん。

ちょっとお客さんが減ると違うか。どうも悲観的な考え方なので、このまうまいこと350万人を維持していければ一番いいんですけども、なかなかそうは問屋が卸さない。なかなかこの世界の情勢も含めて、厳しいものがある中で、今おっしゃったように、何か一つ、お客さんの数は減っても消費単価を上げることによって、白浜で起こるキャッシュフローを維持しようという考え方の中で、町長、何かそのような具体策を考えてられますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今、ご指摘いただきました具体的な策でございますけれども、これは、やはり消費単価をいかに上げるかというのは、町だけではできませんし、もちろん旅館組合、あるいは、観光協会なんかともこれから協議をして、議論をしながら、どういった施策が有効なのかということを考えていかなければならないと思っております。

まず、今、ご指摘いただきました訪日外国人客の数字でございますけれども、昨年が10万人ちょっとということで、これはまだまだ白浜の数字は、和歌山市に次いで2番目なんです

けれども、高野町よりは少し多いぐらいでございます。その10万人ちょっとというのは、340万人の全体の中で、宿泊客数が約194万人でございますので、シェアとしましたらまだ5.2%ぐらいで、非常に外国人マーケットといいましてもまだ少ないんですね。観光協会なんかは、もう少しこれを上げていきたいと。20%ぐらいに上げてもいいんじゃないかなというふうな考え方もございます。

ですから、これを、もちろん経済的な、あるいは政治的な絡みで、外国人観光客の数が激減するというのも、当然、これは考えられることでございますけれども、現状におきましては、東京オリンピック、パラリンピックの2020年の段階で、政府のほうも、2020年までには、4,000万人の高みを目指すということで、今、発破、号令をかけておりますので、それに向けてやはり当然、白浜にも多くの外国人客数が、何もないければ、政治的ないろんな政変とかそういったものが急変しない限り、いろんな国から訪れていただけるんだろうというふうに思っております。

その中で、外国人が来て何を求めているかということももちろん考えていかねばならないと思います。私も、昨年、一昨年と台湾とか香港に行ってまいりましたけれども、やはり白浜にとっての売りはシーフードであり、そういった景観のみならず、温泉のみならず、食べ物、食事については、非常に提供できる素材がたくさんあると思いますので、食材の提供ですね。例えば、香港でいいますと、肉か海の幸というふうにして、彼らはそういうふうなものを求めておりますので、それをいかにして我々が用意するのか。それを食材としてPRできるのかということが、大きな課題だと思いますし、例えば、ことしの夏でいいますと、7月、8月の海水浴客が、もちろん海水浴場開きが5月3日から7月15日にしたということも、もちろん影響が出ておりますけれども、それだけではなくて、海水浴場離れというのが、若者については、たくさん、今はもう全国的に広がっております。

そうしたら、どうすれば食いとめられるか。あるいはふやせるかということ、やはり考えなければいけません。それは、白良浜で、例えば、アクティビティ、そういったいろんな活動ができるような個人旅行が今主体ですから、家族旅行やとか、そういった子どもたちにも喜んでもらえるようなアクティビティがないか。最近、いろんなアクティビティが全国でやられておりますし、沖縄でやられているのが、白浜でできないのか。そういったことも含めて、お客様に本当に喜んでもらえる、お金を落としてもらえるようなことを、今、考えようとしております。

それも、いずれまた発足できる、来年度に向けて、今、鋭意取り組んでおりますDMO、この中でいろいろと出していただいて提案いただければありがたいなというふうにも思っておりますので、いろいろな施策はあるというふうに、私は思っています。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま、議員より消費単価を上げる方法ということの含めてのご質問と、外国人、インバウンド客に頼らない、安定性も欠くというようなお話もあったかと思えます。

国のほうとしましては、町長も今、答弁させていただきましたが、2020年のオリンピックまでに4,000万人のインバウンドを、来るという見込み。そして、地方にもそのお客さんが来るだろうという予測があります。

逆に、日本の人口が今後減少していくという中で、国内需要よりも、国外から来られるお客さんからの経済効果を進めるというのも、根本的なところにあるのではないかと思います。

議員がご指摘の観光客数が減少するということは当然あり得ることで、それが、観光地の魅力の減少というよりも、日本の人口の減少が重なって、その部分で旅行される人が減ってくるということもあり得ると思います。そういう中で生き残っていくためには、議員がご指摘の消費単価を上げる方法というのが、今後重要になってくると担当課では思っております。例として、少し時間をいただければと思うんですが、平成25年に実施しました白浜町観光産業経済効果実態調査というものにおいて、宿泊客の1人当たりの消費額は、交通費を除いて約2万6,000円となっております。このうち、主なものとしまして、宿泊費が約1万4,600円、飲食費が約4,300円、そして、お土産物等に約5,000円という金額で、合計2万6,000円という数字が出ています。今後、白浜町を見れば、宿泊費について、有名ホテルの参入や耐震に伴って金額を少し上げて、ホテルをランクアップしたところもありますので、消費額は上がってくるのではないかと予想します。ただ、その他の消費額をどのようにふやすかということが大きな課題と思いますし、このその他の消費額というのは、小さな商店だったり、町内にあるお店への経済効果につながってくると思いますので、そこを今後、きちんと考えていきたいと思っています。

それで、町長のほうからも、DMOのお話がありましたが、その立証実験的なものとしまして、この10月末から、まち歩きを促進させる施策として、特典付のまち歩きマップの販売を行い、お土産物屋さんや観光施設さんなどへ、さらなる誘客を図っていきたくて考えておりますので、その辺も含め、今後いろんな施策を講じていきたいと思っています。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ありがとうございます。いろんな取り組みを聞いていると、これはよく取り組んでいただいているなというふうに思うのですが、やはり具体的に、一時、昔、1町村1品みたいな土産物づくりとか、そういったものがあつたように思うんですけども、今、町長もおっしゃったような考え方の中で、魚だとか肉だとか、主食においては今でもやっているんです。今でも食べていただいている。だから、これが消費のアップにつなげるというのは、なかなか難しいなど。この分野の中で、お土産を1品余分に買ってもらおうじゃないとか。例えば、別腹のものを皆さんに消費してもらおうじゃないか。こういうところに、まあ言うたら、一人頭の消費単価の1割アップ、2割アップの施策として、施策というのかな、そういうものとして取り組んでもらうたら、1割、2割上がるのではなからうかというふうに思うんですけども。町長はあくまでも魚とか、そういう最初に食べるもんだけとか、私、だから、今度のしらハグでも、白浜の土産物、有名な土産物、昔は柚もなとか、鉛山せんべい、これが物すごい売れたんです。本当に。ところが、今、白浜を代表するお土産というのが、なかなかぱっと頭に思いつかない。

こういう中で、やはり白浜に来たら、この土産があるんだ。これは、後で質問する農業の分野にも関連してくるので、ちょっと触れますけど、例えば、白浜町では今、フルーツとか、高級フルーツというのは、白浜の名産でも何でもありません。どっちか言うと、紀北のほうでそういう取り組みがあれなんですけれども、別に白浜へ350万人来てるんだから、高級

フルーツを白浜で生産して、フルーツをお客様に提供したらどうでしょうか。

やっぱり高級ホテルになると、食材はもちろんのこと、それにかかわるフルーツであり、ケーキだったり、アイスクリームだったり、そういうところを充実させていかないと、高級ホテルとは言えない部分もあったりして、そういう新しい分野のマーケットを、白浜町全体で、そのマーケットをつくっていくというんですかね。市場をつくれと言うのと違うんですけどね。そういうあたりの考え方をしていただけないかなというふうには思うんですけど、町長どうでしょうかね。今後、そういう取り組みとしては。

議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

これも、白浜の今までのブランドにつきましても、一部クエとかいう商品でずっと取り組んでまいりました。これはもうかなり浸透しております、クエに限らず、モチガツオとかいろいろな食材がございますので、白浜でいいますとほかにも銘菓がございますし、川添茶もございますし、あるいは南蛮焼もございます。柚もなかもそうですし、そういったものが、まだまだ情報発信ができてない部分があると思いますので、その辺は、やっぱり国内外にもやはり打って出ないといけませんし、今はもうお客様は、特に外国人なんか、現金を持ち歩かなくて、例えば、三段壁やあるいは千畳敷のレストランに行きますと、現金で払わずに、QRコードをかざして、お客さんはお金を払いたいというふうな、そういうような時代になっているんですね。中国にしても、いろんなところからお客さんが見えになっていますけども、それに対応できてないという部分がございますので、やはりお客様のニーズに我々が応えられてないという部分もございますので、今後、そういったことも研究しながら、いかにお客様の利便性を図って、そしてまた、SNSなんかの部分も多く利用して、情報発信をできるようにしていきたいなと思っております。

やはり食というのが大きな要素だと、私は思いますので、その食に対しては、地元のホテル、高級ホテルも、今、食材の研究とかいろんなものに取り組んでおりますので、もちろんホテルだけではございません。民宿さんとか、旅館についても、いろんな取り組みをされているというふうに聞いております。

ですから、やっぱり地元で生産できるもの、あるいは採れるものをいかにして新鮮なものを出せるかと。これはもう魚介類だけではございません。フルーツとか、そういったものもあれば一番いいんですけど、果樹につきましても、なかなか白浜で生産してできている部分というのはないですから、これからの取り組みによって何とか、そういうフルーツが、白浜でできるような観光農園なんかも視野に入れて、これは、やはり事業者があらわれてこない、なかなか町でできるものではございませんけれども、地域の方々にも、いろいろと相談いただきながら、どこに、どういうものをつくれれば一番効果があるのかということ、ぜひ皆様方からご提案いただくなり、地元の方々ぜひ参画していただければありがたいなというふうに思っております。

いずれにしても、現在、DMOにおきましても、白浜町の土産物、食材等の認知度の調査も行っております。その結果をもとに、どのようなPRが効果的なのかということ、観光戦略として立てていきたいというふうに考えております。

○議 長

○12 番

戦略を立てるときに、ぜひ考えていただきたいと思うのは、今、高級ホテルが何軒か、今まで普通だったのが高級に変わったり、いろいろしている中で、その支配人の方の意見だと思うんですけども、側聞すると、例えば、ホテルの魅力で、今まで言うたら、高級ホテル、うちだったら川久ですよ。あんな立派な建物で、高級な料理を出して、そして、たくさんのお金をいただくと。宿泊代を高くすると。こういうやり方だったんですけど、当然、そうなんだけれども、それに、そのホテルの独自の1つのオプションとして、例えば、白浜の外遊している、白浜を海から見るような遊覧船というのが今は周航してないんですけども、臨海だけ、ちょっとちょろちょろと回っているんですけど、独自の、自分とこの遊覧船を持って、そういうオプションをつけたい。例えば、ビニールハウスの果物の、いちご園とかの農園を、観光農園を自分とこで持って、自分とこのオプションとして、それを利用したい。こういう意向も少しあるみたいなんです。だから、白浜にある魅力を自分とこのホテルの魅力として取り入れて宣伝をしたい。こういうふうなことも考えてみたい。ああ、なるほどな。ええアイデアやなど。

そんな中で1つ、これは雑談として聞いてほしいんですけども、私、なばなの里というところに1回視察に行きまして、入園したんですけど、1人2,000円か2,500円やったんです。高いなと思うて、お金を払うて、1人2,500円、高いと思っただんですけど、ぱっと中をめくってみたら500円券が2枚入っている。500円券が2枚入っているから、これ、園内で今日中に使うてもらわなったらこの券は消滅しますよということなので、そら使わな損や言うて、これもうけたなみたいな感じでレストランでごはんを食べて、当然1,000円で収まらるので、余分にお金に払ってきたというところがあったんですけど、何とうまいこと考えるもんだなというふうに感心して帰ってきたんですけどね。

そんな中で、高級ホテルでも、例えば、お一人様泊まったら、1,000円の土産物券をホテルのほうから。この1,000円をどこから出すかというのは、ちょっといろいろ考えならんのかわかりませんが、土産物券をお一人様当たりに出して、そのホテルと提携しているところで、その消費をしてもらうというようなことも考えたらおもしろいなと、これ雑談ですけども。

ぜひ、この危機感を持って、もう外国からの客も減る。国内の客も少し減ると違うかなというような危機感の中から、どうやって今の白浜の観光を守っていくのかということ、もう真剣に考えて、具体策をどんどん打ってほしいんです。白浜町のできるということのは、限られているかもわかりませんよ。公ですからね。民間ではないですから。

でも、このいい例に、白浜の千畳敷の千畳茶屋で、決算報告を読んでいますと、1品目、何とかオレンジの氷、これを考えて、この食材を調べて売り出して、それだけで百五十何%アップされた。これはもう、考えた方に賞金でもあげてほしいぐらいやけども。だから、そういった取り組みを真剣にやっていると、その分野、分野での150%ということも可能性があるということですけど、手を打たないとゼロです。まず、いろんなことを考えて手を打っていただきたい。このように思います。もう、これについては、終わらせていただきます。

○議長

以上で、1点目の観光白浜の将来展望と取り組みについての質問は終わりました。

次に、2点目のIT企業誘致と今後のまちづくりについての質問を許可いたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

このITの誘致について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君

○番外（町長）

IT企業の誘致につきましてはこれまでも取り組んでまいりましたし、これからも、今現在もご存じのように、湯崎のITビジネスオフィスがもう10社で満室になっておりますので、第2のITビジネスオフィスを平草原公園内に建設中でございます。それにつきましても、これから県や国と連携しながら、まだまだ取り組んでまいりたいというように思っております。

このIT企業誘致というのは、今後の白浜町のまちづくりにも大きく関係してくると思いますので、現在は、和歌山県の協力を得ながら企業誘致を進めてきたところでございますけれども、本年度におきましては、国における地方創生事業の交付金、これを活用しております。今、IT企業の誘致を進めておりますけれども、特に、これから、IT企業が来て、それでも誘致すれば終わりではないと思っています。やはり、町民とのいろんなふれあいの場とか、交流の場、あるいは子どもたちへのいろんな指導、教育、そういったものもやっていけないと思っておりますし、徐々にやっております。

その中で、大学のゼミの誘致につきましても、昨年大学連携事業の一環の協定を締結しております桃山学院大学、今回も今、ちょうど来ていただいているんですけれども、その大学との取り組みも進めておるところでございます。今年度からの事業になりますけれども、8月に福祉フィールドワークを開催しております。休耕農地を活用した農業体験、あるいはデイサービスの利用者とのふれあいの場、交流、福祉ボランティアとの交流、それから、子どもの学習支援のボランティア活用ですね。これも、今、取り組みを、桃山学院大学の社会学部、社会福祉学科の学生に参加をいただいたところでございます。

また、今月、9月11日から15日にかけて、インターンシップの取り組みを行っております。大学の学生を対象に、ITオフィスの入居企業である株式会社セールスフォース・ドットコムさんとか、あるいはNECソリューションイノベータさんをお願いをして、職業体験を実施しております。それから、さらに言いますと、現在、和歌山県を中心にして、IT人材育成・地元就職促進ワーキングというものを立ち上げておまして、インターンシップ、共同研究、出張講座、開発合宿、それから、企業面談会等の取り組みについても研究を行っているところでございます。参加団体には、和歌山大学、近畿大学、それから、和歌山工業高等専門学校、和工専ですね。そういった教育機関や株式会社セールスフォース・ドットコムさん、それから、クオリティソフト株式会社さんといった、IT企業も参加いただいております。

そういったこともありまして、現在、桃山学院大学を中心にした取り組みとなっておりますけれども、今後は和歌山大学、あるいは近畿大学、和歌山工業高等専門学校やその他の大学も視野に入れた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

ありがとうございます。もうそこまで聞いたら、もうあんまり質問することがなくなったんですけどね。ITに対しては、最初、明治生命の跡地を買って、ITの企業をたくさん誘致するために建てたんです。あのときに、5,000万円、県からの補助金が出て、町からは5,000万、合計1億の工事が、当時の立谷町長が1億円の工事が5,000万円ですと喜んでたんです。そやけど、ここにおられる南議員さんと、私は当時、あそこが固定資産税100万円くれてたんです。100万円、あそこからは入ったんですけども、それがゼロになると。じゃ、建てて大勢入ってくれるのはいいけれども、100万円以上ないと赤字やんかと。こういうことを言うた覚えがあるんですけども、そのときに、何社か、3社か4社入っていただいたんですけども、何か知らんうちに1社になり、ゼロ社になり、これが私のトラウマになっております。

だから、何を言いたいのかと言うと、今、ITがたくさんこちらに来ていただいています。しかし、いつ何とき出ていかれるかわからんと思うたら、おいそれと、今投資してますけれども、それが無にならんように何とか考えていかなんたら、出るのは向こうの勝手ですから。そのときに、何を考えるかというと、あの方が白浜におる理由、白浜におらなあかん理由があれば、これは非常に役に立つわけですね。その話を総務課も、ことし、してますと、白浜に空港ありますからと、こういう返答やったんやけども、その最初のITオフィスをつくったときも空港がありました。だから、空港だけじゃないんですよ、きっと。そしたら、今、取り組みとして、総務課の担当がそのITオフィスの方々と一緒に祭りに行ったり、釣りに連れて行ったり、いろんなコミュニケーションをとってるんやけども、そういうことを、彼だけじゃなしにシステムとして、ITオフィスに対する白浜町のシステムとして、そういう関わり合いを持てるように考えていってほしいなど。それによって、白浜町においてよかったというふうになっていただけるような施策の1つとしてね。あとは、何を考えるかと言うと、ITオフィスというのは人材が必要なんです。人材をどうして求めるかと言うと、今言うた、インターン制度であったり、今、桃山学院大学のゼミですね。来ているという、そういう交流であったり、今、近大、和歌山大学と言ってましたけれども、これは、今、予算、桃山に50万円しか予算をかけてないらしいじゃないですか。これをもう少し、もっと発展させて、200万円か300万円かけて、いや大阪大学であり、京都大学であり、多くの学校に声をかけて、どんどんそれを誘致すると。そしたら、そのIT会社にとったら、たくさん優秀な人材が来やるなど。こういう状況をつくり出したら、IT会社が白浜におる理由ができる。と、私は、そういうふう思うんです。

京都大学の水産試験場にこの前、ちょっとお邪魔しましたら、久保田先生という、クラゲの先生がおられまして、そこにゼミの学生が教えてもらいに来とるわけです。君たち、どこの大学かと言うたら、大阪大学ですと教えてました。それが15人ぐらいおったけども。だから、大阪大学や京都大学やと、水産試験場にはよく来てるらしいです。別の分野ですけども。それを同じようにITの会社にも応用して、そういったところに、広く学生、将来のITの人材となるような人間が、白浜にどんと来れば、その子たちは宿泊施設に泊まりますから。これは、白浜町にとっても、直接的にもいい話ですし、IT会社にとっても、これはも

う願ったりかなったりやなと思う。そういう目線からひとつ取り組んでいていただけんかな。これは、ことは、私は急を要するというか、そう安穩して、新しいところ建てたからおってくれるやろうとか、そういうことじゃなしに、どんどんIT会社が逃げていかんように言うたらおかしいけど、白浜における理由づくりを、どんどんつくって、今度入ってくる者もいらっしやいと。今、おる方も出ていかないというような、最終的には、ITの学校さえも、白浜に誘致ができるようなことになれば、産官学的な、ITの企業を利用して、大きな社会づくり、白浜町づくりができるん違うかなと、ええような想像を勝手にしてるんやけれども、そういう方向性を持って取り組んでいただけんかなというふうには思うんですが、町長はいかがでしょう。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

先ほど申しあげましたように、IT企業を誘致して、それでもう終わりというふうなことではございません。やはり、IT企業さんとどうやって、我々、もちろん職員だけではないんですけれども、いかに交流を深めて、どういったものをこれからお願いしていただけるのか。具体的には、アプリケーションの開発だったり、いろいろとあるんですけれども、それだけではなくて、やはり子どもたちへのいろんな接点というの、私は、これは今後の白浜町を担う子どもたちへの大きな教育にもつながりますのでね。今、もう既にシステム教育という学習というのはやっておりますので、そういった中で、プログラミング教室を中学校等でやっております。

白浜町には、現在、大手のIT企業が集積してくれておるんですけれども、この価値といいますか、効果といいますか、いろいろとあると思うんです。特に、若者が雇用されておりますので、30人前後のうちの白浜町の出身も10人以上おりますので、そういったこともかなり、私は活性化につながっているのではないかとこのように思っております。

それから、白浜町に来たらどんなメリットがあるんだということでもございますけれども、ある企業さんのパフォーマンスが、東京の会社におるときよりも、白浜のITビジネスオフィスに来て、そこでサテライトオフィスをつくったほうが、非常に上がったというふうな結果も出ておりますので、そういったことも私どもにとってもうれしいことでもございますし、これが定着していけば、白浜町の大きな、またこれが情報の発信にもできるのではないかなというように思っております。

ぜひ、企業さんとのいろんな交流が、これからも深められるように、我々も頑張っております。特に、職員だけでなく、先ほど、職員と出ましたけれども、その担当課は、もういろんな交流をしております。1人だけではございません。私もできるだけ、そういった何か交流会があれば、顔を出すようにしております。もちろん総務課長も当然でございますけれども、そういう意味では、今後の白浜町におけるIT企業との付き合い方といいますか、そういったものは、これからIT関連の学校もありますし、そういったものが、これからいろいろと可能性のあるところをこれから模索していきたいなというふうには思っております。IT関連の、もし仮に学校がくれば、当町に誘致できれば、議員も先ほどからお話しいただいているように、人材の確保ができますし、若者の人口も増加するというふうには考えられます。しかしながら、定住していただくためには、やはり何が必要かということになりますとやは

り、本社機能の一部を地方で行うテレワークだけではだめだと思っております。やはり一定規模以上の業務も、やはり当町で末永く営んでいただけるような、そういった環境整備が必要であるというように思っております。

ですから、白浜に来て、白浜の今の課題、たくさんありますね。観光にしろ、福祉にしろ、第一次産業の衰退とか、そういったものもありますので、その辺を、きのうも、ITのある方と懇談をしたんですけど、やっぱりそういう、白浜町の課題をぜひ教えてほしいと。それを、我々は解決できるように努力するからということで、そういったものもビジネスにつながるわけですね。ですから、そういったことを、今まとめて、これから、IT関連企業さんにもお願いをしていくということも大きなこれからの方向性であろうというふうに思っております。

引き続き、県と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

パフォーマンスが上がったと。今の説明。私もその説明を聞いたんですけど、なぜ上がったか、分析できていますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この分析は、そこの企業さんから聞いた話でございますけれども、白浜における、このサテライトオフィスはストレスが余りたまらないと。やはり、東京において、いろんな通勤時間がかかったりすることが、白浜においては、もう風光明媚な景色を見ながら仕事もできるということもありますし、余裕ができていくということがあります。ですから、プライベートと仕事のメリハリがつけられるようになった。そういったことが大きな要素だというふうに聞いておりますし、もちろんやる気のある人が来ているのかもわかりませんが、白浜と東京との差は何かと言いますと、やはり白浜の場合は環境、これが整っているということで、非常に大きな、白浜のオフィスで十分東京と同じ環境の仕事ができるわけですね。ですから、それは同じ環境の職場であれば、もちろん何が違うかと言うたら、やっぱりその中の雰囲気だったり、あるいは景色だったり、ストレスがたまるか、たまらないかとか、フラストレーションがあるか、ないかとか。そういったものに、やはり左右されるのではないかなというふうに思っております。東京に帰ってからどうなっているのか。あるいは、白浜に来て、これからどういうふうなパフォーマンスが上がっていくのか、まだわかりませんが、企業さんからは、そういうふう非常に良かったというふうなご意見、感想をいただいております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

そしたら、今、町長、企業の人から何か白浜町、問題点ありますかと聞かれましたけど、その反対は聞きましたか。あなた方の今抱えている悩みとか、どうしてほしいのかということとは、町長、聞かれましたか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

全ての企業さん、IT企業に聞いたわけではございませんけれども、1社の企業さんには、どういった、今、課題があるのか。あるいは、どういう悩みがあるのか。もちろん従業員の方の悩みというのは、我々が聞いてもあんまり解決できるかどうかわかりませんが、責任者の方とはそういった話もしております。

○議 長

12番 玉置君(登壇)

○12番

ぜひ、この分野は最後にしますが、ぜひ、その従業員の人の悩みさえも、白浜町の悩みとして解決できるようなことがあれば、その会社は白浜におる理由はあるわけです。白浜におる存在価値というのは、そこにあるわけですね。

こう言ったら悪いですけど、IT関係の人らは、個人でするものだから、やはりいろんな、どういう悩みなんか、私らはよくわからないところがあるんですけども、そういうところで、個人の悩みをかかえておれば、その方たちは悩みさえも解決するという意気込みで、町とIT会社との接点を深めていただきたいなど、このように思います。

これは、これで終わります。

○議 長

以上で、2点目のIT企業誘致と今後のまちづくりについての質問は終わりました。

次に、3点目の農業の活性化についての質問を許可いたします。

12番 玉置君(登壇)

○12番

私の思いのことばかりですけど、本当に農業をしたことがなくて、田植えの時期ぐらいは知ってますけど、水をやったり、メロンを育てるんやったらどうするんや。イチゴを育てるんやったらどうするんや。ナスをつくるのにどうするんやと。全く知りませんが、農業の話質問に入れるんです。

これは、私、やっぱり心配するのは、農業の関係者の所得を上げたい。もう、これなんです。所得が上がれば、きっとそれを子々孫々とまではいなくても、自分の子どもや孫までは、その農業で飯を食っていけるのであれば、つないでいていただけるとはいいかなと。このように勝手に考えてですね。だから、収入を上げることが、今の耕作放棄地等の減少につながるんじゃないかなと、勝手に思っているわけですけども。

農業の生産向上で、以前、生産というか売り上げの向上で、地産地消というのをうたったことがあります。私がうたったんじゃないですけど。立谷町長のとくに、そういうふううたって、それは学校等では、そういう地産地消というのは少し進んだんですけども、例えば、大手のホテルとか、そういうところでは、やはり品物の大きさもそろわない、数もそろわない。やっぱり値段の問題もあるということで、なかなかこれは消費が進まなかった。

旅館が扱ってくれんのだったら、旅館に泊まっておられる方が直接農業の品物を買ってくれたら地産地消と一緒にやなかと。350万人も来てるんですから、フルーツを別腹とするのであれば、普通、泊まって、夕食を食べて、じゃ最後にフルーツを食べましょうねというよ

うな一つの流れができれば、フルーツの生産性というのは、私は上がると思うんですけども、例えば、350万人のお一人がイチゴの1粒食べても350万個要るんです。皆が食べるか、イチゴの生産時期というのがありますから、そう絵に描いたらようにはいかんですけども、そういう中で、農業生産品というものを、もう少し白浜へ来ている観光客の方に、メジャーとして食べてもらえるような、白浜にも今、マンゴーとかメロンもあるし、イチゴはあるんでしょうかね。私、ちょっとわからないんですけども、そういったところで、生産を奨励していけば、白浜へ来たら高級フルーツがあるんやで。食べるんやで。ということになってくれば、消費が促進されるん違うかなと。

それと、今、例えばトルコの方とか、ああいうイスラム系の方が仮に来られたときに、料理も特殊な料理になるんですけども、フルーツはその範疇ではありません。向こうの方、たくさんフルーツをとられる。好きなんです。今後、トルコとの関係がどうなのか、あんまりわかりませんが、そういった外国人のお客様にフルーツを提供できる。そしてまた、この前、佐賀空港で、私の知り合いが視察に行って、佐賀空港はLCCを飛ばすことに成功して、そして、その人とともに、荷物のところがあいているので、イチゴ、香港経由かどこか知らんけど輸出したらしいです。これが大成功らしいです。

白浜もLCC誘致という大きな目標があるんですけども、そういう中で、フルーツであれば、輸出可能かなというふうに今思っているんですけども、これに対して、町長の感想というんですか。フルーツに対して、どのように思われているのか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

議員からは、先回も農業につきましてのご質問をいただきましたし、先の6月の定例会の一般質問でもお答えしましたように、私はやはり今の農業の課題というのは、1つは後継者不足、そしてまた耕作放棄地の増加と、この大きな2つがあると思います。

その中で、やはり農業従事者の所得が低迷をしているということもありますけれども、そんな大きな課題がある中で、若い世代が減っているというふうな現状は、これはもう事実でございまして、今後はどの職種も後継者不足になることは予想されておりますけれども、これまでほとんど家族経営であった農家に対する考えを根本的に、やはり考え直す必要があるというふうに考えております。

若者が農業への魅力を感じていただけるような方策、これは何かといいますと、やはり今ご提言いただいたような、例えば、フルーツを新たな戦略として、新たな、例えば、今、お話しいただいたような観光農園、これも1つの、私は方向性だと思っております。お隣の町でもできておりますし、みなべ町とか、ほかの市町でも、特に紀北のほうは活発に、今、やられておりますので、この辺も白浜町でやっていただけるような事業者さんがあれば、非常にこれは我々も歓迎だと思いますし、今後、そういう白浜でどういったものが定着していいのか。それがビジネスとして成り立つのかということもやっぱり考えていかないとはいけません。これも、イチゴだけでなく、今、お話に出ましたようなマンゴーとか、あるいはいろんなフルーツがございまして、ですから、そういったことも視野に入れて、今後

はやはり国や県とともに考えていかなければならない状況やと思います。

その解決策として、やはり私は観光立町であります当町の特性を生かした事業展開、これができないかというふうに考えております。その中でも、先ほどから申し上げているような、これは農業についてもそうなんですけども、漁業、あるいは農業に対しての6次産業化でございますね。そののところが以前から議員にも提案いただいておりますので、もちろんこの観光農園だけが全てはございませんけれども、観光立町である当町の特性を生かした事業の実現に向けた可能性について関係団体と協議をしながら、連携しながら研究を進めてまいりたいというように思っております。非常に魅力のあるまちの中でフルーツ、果物というのは大きな要素だというふうに、私は思っております。

しかしながら、今いろんな動きがあることも事実でございます。白浜に進出したいというふうな個人的な起業家の方も私もコンタクトしておりますし、それはよその町から白浜に来たいというふうな方もいらっしゃることは事実でございます。これが実現するかどうかは、やはり私どもの力ももちろんあるんですけれども、あとは事業者さんの努力というふうなこともあると思いますので、今後、そういったことも含めて、どういうふうな考え方が一番いいのかということを考えながら、ぜひ議員にもいろんなご提言をいただきながら、農林水産課のほうで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

農家の跡継ぎが減るのはなぜだということの考え方が、少し、私とは違うかなというふうに思っています。

昔の話をしたらあれなんですけども、江戸時代から、明治もそうでしょうけど、米が一つの給料やったわけです。今の米の値段と、ほかのものの比較をすると、米は非常に値打ちがあって高かったんです。ですから、皆、米づくりにいそしんだんですよ。産業としてですよ。今、米の値段としてはあるんですけど、米とほかのものと比べたときに、ほかのもののほうが米よりも相対的に高いと。だから、米をつくっていると収入が少ないというところから、田んぼから離れていったんだろうと、私はこういうふうに認識しているんです。

だから、何ぼ分析してもあれなんですけど、まずやっていただく。こうやから、その農林の職員とよく話をさせていただいて、どうやったら収入が上がるんなよ。一遍やってみようよということを指示をしていただきたいんです。どの課へ行っても、やっぱり町長の指示がないと、皆、考えへんし動かんのです。私が何ぼ来ない言うても、やっぱり町長の一言、言うのと、私が言うのとは、全然違うんですよ。

本を読んで、おもしろいことが書いてあったんです。明治維新のときに、西郷隆盛が官軍を率いて江戸へ攻めるわけですね。江戸へ攻めていく。そのときに、徳川慶喜に小栗忠順という人が製鉄所を日本で初めてフランス借款でつくった人なんですけど。その人が提言しているんです。どう提言したかという、官軍が来たときに、箱根の山を越えたら、幕府は当時戦艦を持つとったんです。アメリカに発注して。それをアメリカを横須賀か鎌倉かどこまで、横から、海のほうから撃ち、向かいに向かいで撃つという両面作戦でやったら勝つでと。幕府が勝つでというふうに言うたわけ。でも、そのとき、慶喜はその意見を退けた。だから、慶喜の気持ちとしたら、どうせ、大勢決まっている、世の中は決まっている。もうこれ以上

騒いでも仕方ないと思うてたんか。自分が今後戦犯として騒がれんように、そういうふう
に思うたんか、それは知りませんが、やらなかった。やっていたら、私、絶対その場では勝
っていると思う。でも、やらなかった。やらなかったよ良かったんか知らんよ。今の歴史があ
るから。でも、そのときにやらなかったという決断を慶喜がしてるわけ。だから、決断して、
やるか、やらんか。町も決断してくださいよ。そこから歴史ができるんですよ。町長の決断
から、今後の歴史ができていくんです。どんな小さなことでも決断してやらせてください。

それをお願いして、農業政策については、もう終わります。

○議 長

以上で、3点目の農業の活性化についての質問は終わりました。

次に、4点目の小中学校の環境整備についての質問を許可いたします。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

先日、用事があって学校へ行って校長先生といろいろお話をした中で、私、ITのことで、
学校に新しいパソコンを入れることが白浜町の責任やとは私は思うてるんですけどみたいな
ことを言ったら、いやいや、玉置さん、パソコンより先にクーラーがほしいよと。こういう
ふうな話をいただいて、そうですかというふうにして帰ってきたんですけども、いろいろ
調べてみますと、和歌山県はクーラーの普及率が44.5%。だから、大体半分ぐらいの学
校がクーラーを入れているという現状です。このことも、担当課に言うたら、町長にゴーと
言うてもらわなったら、なかなかというような話だったです。ですから、町長のお考えをお
聞きします。

この問題で、何が問題なんだよと言うと、白浜町はクーラーがないんです。支援学級にあ
るかわかりませんが、あるみたいなこと言うてましたけど、一般の教室にはないんで
す。白浜町はないけど、よその学校はあるんです。和歌山県の中でですよ。不公平じゃない
ですか、これ。私は、同じような状況で、片方は汗をかきもって辛抱もってやりやんの
に、片方は涼しい顔をしてできるというような状況は、白浜町の子どもたちにとって、私は不利
やと思うてるんです。

試験は一緒でしょう。試験は白浜町はやさしいというんだったら別ですよ。試験は一緒や
けど、勉強する環境はちょっと落ちるよということになると、白浜町の子どもたちかわいそ
うじゃないですか。その辺はどう思われますか。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

玉置議員から、今、小中学校の環境整備ということで、エアコンのご質問をいただきました。
た。

まず、学校の施設の整備につきましては、平成22年から学校耐震化推進計画を策定しま
して、計画的に学校施設の耐震化を進めてまいったところです。しかしながら、平成29年
度時点でも、耐震化が必要な施設は、小学校の校舎2棟と及び屋内運動場が2棟、それから、
中学校でも屋内運動場1棟の計5棟がまだということになってございます。現在は、富田中
学校屋内運動場の建設に向けて事業を進めているところ。そういう状況がございませ

小中学校のエアコンの設置につきましては、文部科学省が実施した公立学校施設の空調、冷房設置状況調査。これは、議員も今おっしゃられた調査の結果からだと思うんですけども、平成29年4月1日現在の設置率の全国平均、これで普通教室は49.6%、特別教室が34.6%ということで、全国平均の合計で41.7%となっております。和歌山県平均で同じように言いますと、普通教室が44.5%、特別教室が33.8%、合計38.3%となっております。これについては、先ほど、議員が半分の学校がということでおっしゃられたと思うんですけども、これは教室数に対する設置の割合ですので、例えば、和歌山市内などの教室数の大きい学校が全部エアコンを入れた場合には、そういうふうなことで率が上がるということで、県内の学校が、例えば、この率で設置されているということではなくて、教室数に対する割合ということで、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

これまで、全国、和歌山県とも、26年度に比べれば、設置率は上昇している状況ではございますけれども、これまでも、議会等にお答えさせていただいておりますとおり、まずは児童・生徒の安全・安心を第一に考え、学校施設の耐震化を優先させていただきたいと考えております。

しかしながら、議員がおっしゃれるとおり、児童・生徒にとっての快適な学習環境づくりも、非常に大切なことであると考えております。とりわけ、エアコンの設置の是非につきましては、周辺市町村の状況や地球温暖化等、気象条件の変化等も考慮のうえで検討し、また、予算の関係もございますので、町当局と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

12番 玉置君（登壇）

○12 番

お金の話をされたら、急にもう元気がなくなるんですけど、まことに申しわけないんですけど。やっぱり子どもたちによりよい教育、先ほど、道徳のお話も出てましたけど、私は白浜町ですから、よそのことは別として、白浜町の小学校、中学生に対してよそに劣らんような状況で、そしてまた、よそに劣らんような勉強をさせてやりたいなど、そのように思うんです。

だから、それについて、子どもたちは表だっては文句を言わんでしょうけども、子どもたちがより勉強をですね。勉強せえ、勉強せえというのも申しわけないんですけど、より勉強をしていただいて、和歌山県白浜町の人間は、人様の役に立つな、社会の役に立つなと言われるような教育を実践していただきたいなど。その1つの手がかりとして、状況は悪いんですけども、お金の問題、予算の問題があるからあれですけども、まず、よそに劣らない自分たちの子どもですから、そこを考えて頑張ってやっていただけたらなと思って、これは最後の質問になります。どうも、えらい長々とありがとうございました。

○議 長

以上をもって、玉置君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は、明日9月15日金曜日、午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は9月15日金曜日、午前9時30分に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、16時30分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 9 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員